

準備編

地上・BS・110度CSデジタルハイビジョンチューナー内蔵
HDDレコーダー

型番 **DXHR500**

取扱説明書

このたびは、本製品をお買い上げいただきありがとうございます。
製品を正しく理解し、ご使用いただくために、ご使用前に必ずこの取扱説明書をよくお読みください。
お読みになったあとは、いつでも見られるところに必ず保存してください。

はじめに

本機には、はじめに電源を入れたときに、“かんたん設定”画面が表示され、
テレビ放送の視聴に必要な設定を行なう機能があります。
「かんたん設定」を使って設定する」 **p.20** をご覧になり、設定してください。



HDD HDMI **GUIDE**



HDD(ハードディスク)は一時的な保存場所です。

万一何らかの不具合により、録画や再生ができなかった場合、HDDの内容(録画済の番組データなど)の補償や損失、直接・間接の損害について、当社は一切の責任を負いません。

保証書について

- ◆ 保証書に販売店名と購入日(購入日を証明する納品書や領収書)の記入、納品書や領収書がありませんと保証期間内でも万一故障がある場合に有償修理になることがあります。内容をご確認の上、大切に保管してください。
- ◆ 本機は業務用途、監視用途には対応していません。

はじめに

接続

基本設定

ご注意と参考資料

安全上のご注意 必ずお読みください

製品本体および取扱説明書には、お使いになるかたや他の人への危害と財産の損害を未然に防ぎ、安全に正しくお使いいただくために、重要な内容を記載しています。次の内容（表示・図記号）をよく理解してから本文をお読みになり、記載事項をお守りください。

■ 表示の説明

表示	表示の意味
 警告	“取扱いを誤った場合、人が死亡または重傷（*1）を負うことが想定されること”を示します。
 注意	“取扱いを誤った場合、人が傷害（*2）を負うことが想定されるか、または物的損害（*3）の発生が想定されること”を示します。

*1：重傷とは、失明やけが、やけど（高温・低温）、感電、骨折、中毒などで、後遺症が残るものおよび治療に入院・長期の通院を要するものをさします。

*2：傷害とは、治療に入院や長期の通院を要さないけが・やけど・感電などをさします。

*3：物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペット等にかかわる拡大損害をさします。

■ 図記号の例

図記号	図記号の意味
 禁止	“○”は、禁止（してはいけないこと）を示します。 具体的な禁止内容は、図記号の中や近くに絵や文章で示します。
 指示	“●”は、指示する行為の強制（必ずすること）を示します。 具体的な指示内容は、図記号の中や近くに絵や文章で示します。
 注意	“△”は、注意を示します。 具体的な注意内容は、図記号の中や近くに絵や文章で示します。

⚠ 警告



プラグを抜く

次のときは、ただちに電源プラグを抜く

- ・ 煙が出ていたり、変なにおいがしたりするとき
- ・ 内部に水や異物がはいつたとき
- ・ 落したり、キャビネットを破損したとき
- ・ 電源コードが傷んだり、電源プラグが発熱したりしたとき

そのまま使用すると、火災・感電の原因となります。すぐに電源を切り、電源プラグをコンセントから抜いてください。発煙・発熱などが治まったのを確認後、お買い上げの販売店にご連絡のうえ、点検・修理・交換をご依頼ください。また、キャビネットが破損したままで取り扱っていると、けがのおそれがあります。



禁止

電源コードは

- ・ 傷つけたり、延長するなど加工したり、加熱したりしない
- ・ 引っ張ったり、重いものを載せたり、はさんだりしない
- ・ 無理に曲げたり、ねじったり、束ねたりしない
- ・ 他の電源コードは使用しない
- ・ 他の機器に使用しない

火災・感電の原因となります。



接触禁止

雷が鳴りだしたら、本機、接続機器やコード類に触れない
感電の原因となります。



指示

時々電源プラグを抜いて点検し、プラグやプラグの取付面にゴミやほこりが付着している場合はきれいに掃除する
電源プラグの絶縁低下によって、火災・感電の原因となります。
また、接触不良による故障の原因となります。
(電源プラグは待機状態のときに抜いてください。)



指示

電源プラグは交流 100V のコンセントに接続する
交流 100V 以外を使用すると、火災・感電の原因となります。



指示

本機はコンセントから電源プラグが抜きやすいように設置する
万一の異常や故障のとき、または長期間使用しないときなどに役立ちます。



禁止

電池は乳幼児の手の届かない所に置いてください。
万一、電池を飲み込んだ場合は、すぐに医師に相談してください。



禁止

ぐらつく台の上や傾いた所など、不安定な場所や振動のある場所に置かない
本機が落ちて、けがの原因となります。



分解禁止

修理・改造・分解はしない
火災・感電の原因となります。
点検・調整・修理はお買い上げの販売店にご依頼ください。



製品、シャワー室での使用禁止

屋外や風呂、シャワー室など、水のかかるおそれのある場所には置かない
火災・感電の原因となります。



上載せ禁止

上にものを置かない
金属類や、花びん・コップ・化粧品などの液体が内部にはいつた場合、火災・感電の原因となります。
重いものなどが置かれて落下した場合、けがの原因となります。



禁止

本製品にダストブレー（エアダスター）を使用しない
製品内部にガスが溜まった場合、引火し爆発する恐れがあります。

⚠ 注意

正しく接続する

正しく接続しないと、本機や他の機器の故障や火災の原因となることがあります。

湿気・油煙・ほこりの多い場所に置かない

加湿器・調理台のそばや、ほこりの多い場所などに置くと、火災・感電の原因となることがあります。

風通しの悪い場所に置かない

内部温度が上昇し、火災の原因となることがあります。

- 壁に押しつけないでください。
- 押し入れや本箱など風通しの悪い場所に押し込まないでください。
- テーブルクロス・カーテンなどを掛けたりしないでください。
- じゅうたんや布団の上に置かないでください。
- あお向け・横倒し・逆さまにしないでください。

背面の内部冷却用ファンおよび通風孔をふさがない

内部温度が上昇し、火災の原因となることがあります。これら通風孔とラックとの間は 10cm 以上離してください。

移動させる場合は、電源プラグ・外部との接続線をはずす

電源プラグを抜かずに連ぶと、電源コードが傷つき火災・感電の原因となることが、接続線などをはずさずに連ぶと、本機が転倒し、けがの原因となることがあります。

電源プラグを抜くときは、電源コードを引っ張って抜かない

電源コードを引っ張って抜くと、電源コードや電源プラグが傷つき、火災・感電の原因となります。電源プラグを持って抜いてください。

ぬれた手で電源プラグを抜き差ししない

感電の原因となることがあります。

旅行などで長期間不在の場合は、安全のため電源プラグをコンセントから抜く

万一故障したとき、火災の原因となることがあります。

温度の高い場所に置かない

直射日光の当たる場所・閉め切った自動車内・ストーブのそばなどに置くと、火災・感電の原因となることがあります。また、破損、その他部品の劣化や破損の原因となることがあります。

高い場所に設置しない

本機が落下した場合に、けがの原因となるため、高い場所への設置はしないでください。

電源を入れる前には音量を最小にする

電源を入れる前には、接続しているアンプなどの音量を最小にしておいてください。突然大きな音が出て聴覚障害などの原因となることがあります。

テレビやオーディオシステムの音量を上げすぎない

音量を上げすぎると、耳への刺激で聴覚機能に悪い影響を与えたり、ご近所の迷惑になります。特に夜間は、日中よりも音量を下げるようにしてください。

リモコンに使用している乾電池は、

- 指定以外の乾電池は使用しない
- 極性 [(+) と (-)] を間違えて挿入しない
- 充電・加熱・分解・ショートしたり、火の中に入れてない
- 乾電池に表示されている【使用推奨期限】を過ぎたり、使い切った乾電池はリモコンに入れておかない
- 種類の違う乾電池、新しい乾電池と使用した乾電池を混ぜて使用しない

これらを守らないと、液もれ・破裂などによって、やけど・けがの原因となることがあります。

もし、液が皮膚や衣類についたときは、すぐにきれいな水で洗い流してください。液が目にはいったときは、すぐにきれいな水で洗い眼科医の治療をうけてください。器具に付着した場合は、液に直接触れないで拭き取ってください。

メモ

- 「安全上のご注意」をお読みになったあとは ➡ (p.40) の「使用上のお願い」も同様に、必ずお読みください。

もくじ

はじめに

- 2 **安全上のご注意**
- 4 本書で使用するマークの意味
- 5 **確認と準備**
- 5 付属品を確認する
- 5 本機で使えるアンテナ
- 6 お使いのアンテナを確認をする
- 7 端子の種類を確認する

接続

- 9 **接続の進めかた**
- 10 **アンテナ線を本機につなぐ**
- 10 地上デジタル放送のアンテナ線と BS・110度 CS デジタル放送のアンテナ線が、別々に部屋まで来ている場合
- 11 マンションなどで、地上デジタル放送のアンテナ線と BS・110度 CS デジタル放送のアンテナ線が、1つになって部屋まで来ている場合
- 12 **本機をテレビにつなぐ**
- 12 HDMI 入力端子付きテレビとつなぐ
- 12 映像・音声接続コードでつなぐ
- 13 ケーブルテレビ (CATV) で受信している場合
- 14 **本機をネットワークにつなぐ**
- 15 **本機に USB-HDD (外付けハードディスク) をつなぐ**
- 17 **本機をオーディオ機器につなぐ**
- 18 **すべてつなぎ終えたら**
- 18 B-CAS カードを入れる
- 18 電源コードをつないで電源を入れる

基本設定

- 19 **リモコンの準備**
- 19 リモコンに乾電池を入れる
- 19 リモコンの使用範囲について
- 20 **本機の設定**
- 20 “かんたん設定” を使って設定する
- 22 “かんたん設定” をやり直す
- 23 **放送関連の設定を変える**
- 23 “放送受信設定” メニューを使う
- 24 “放送受信設定” メニューでできること
- 27 “地域の設定” を変更する
- 28 地上デジタル放送の映りが悪いチャンネルを映りやすくする
- 29 BS・110度 CS デジタル放送の映りが悪いチャンネルを映りやすくする
- 29 リモコンの数字ボタンに地上・BS・110度 CS デジタル放送チャンネルを割り当てる
- 30  で選局できるチャンネルを設定する
- 30 デジタル放送の視聴可能年齢を設定する
- 31 番組表 (G ガイド) の地域設定を確認する
- 31 番組表 (G ガイド) の番組データを取得できるかどうか確認する
- 32 **ネットワークの設定をする**
- 35 **番組表 (G ガイド) を受信する**
- 36 **HDMI CEC 機能を使う**
- 37 **USB-HDD を登録 / 登録解除する**

ご注意と参考資料

- 40 **使用上のお願い**
- 43 **参考資料**
- 43 アスペクト比 (画面比) について
- 44 本機で使われるソフトウェアのライセンス情報
- 51 **保証とアフターサービス**

- 「本機」とは「お使いのレコーダー」のことを、「他機」とは「本機以外の機器」のことを表します。
- 「HDD」とは「内蔵ハードディスク」のことを、「USB-HDD」とは「外付けハードディスク」のことを表します。

本書で使用するマークの意味



本機を使う際に、気をつけていただきたい情報です。



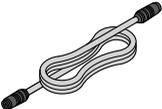
本機を使う際の、補足説明やお知らせです。

確認と準備

付属品を確認する

□の中に、チェックマーク(✓)を付けてご確認ください。

欠品があるときは、お買い上げの販売店にご連絡ください。

<input type="checkbox"/> リモコン／1個 	<input type="checkbox"/> 単四形乾電池／2個 	<input type="checkbox"/> B-CAS(ビーキャス)カード／1枚 (台紙に貼り付けてあります) 
<input type="checkbox"/> デジタル放送対応同軸ケーブル／1本 	<input type="checkbox"/> 映像接続コード／1本 	<input type="checkbox"/> 音声接続コード／1本 

本書(取扱説明書 準備編)／1冊

取扱説明書 操作編／1冊

かんたん準備ガイド／1冊

BS・110度CSデジタル放送受信契約申込書一式

本機で使えるアンテナ

本機に接続できるアンテナの種類、必要なケーブル類やテレビと接続するときの注意やお知らせなど、詳しく知りたいときにご活用ください。

■ アンテナについて

地上デジタル放送用 UHF アンテナ



※ ここでは例として屋外設置用の代表的なアンテナを掲載しています。これ以外に屋内用やベランダ設置用など、多様なアンテナが販売されています。

- 地上デジタル放送に対応しているかご確認ください。対応している場合はご使用中のアンテナで受信できますが、アンテナの劣化などで受信できない場合には、新しいアンテナへの交換や、ブースターの設置などが必要です。
- 地上デジタル放送に対応していない場合は、地上デジタル放送に対応したアンテナが必要です。

BS・110度CS デジタル放送対応アンテナ



※ 各種放送波用アンテナの設置などについては、販売店にご相談ください。

- BS・110度CS デジタル放送の視聴に必要なアンテナです。(BS・110度CS デジタル放送を見るためには、BS・110度CS 共用アンテナをお使いください。)
- アンテナとの接続には、「BS・110度CS デジタル放送対応同軸ケーブル(別売品)」をお使いください。(BS・110度CS デジタル放送対応同軸ケーブルは、110度CS 帯域(2150MHz)まで対応しているものをお使いください。)

■ 接続に必要な同軸ケーブルについて

地上デジタル放送対応同軸ケーブル(付属品)



地上デジタル放送のアンテナ端子と接続する場合

- 接続する内容によっては、付属の同軸ケーブル以外にも、別売の同軸ケーブルが複数必要になります。地上デジタル対応(75Ω)のものをお使いください。付属品は地上デジタル対応品です。

BS・110度CS デジタル放送対応同軸ケーブル(別売品)



BS・110度CS デジタル放送のアンテナ端子と接続する場合

- 接続する内容によっては、同軸ケーブルが複数必要になります。BS・110度CS デジタル放送対応(75Ω)のものをお使いください。

■ 同軸ケーブル（付属品）について

テレビと接続するときは…

- 同軸ケーブル（付属品）のプラグ部分がテレビのアンテナ入力端子と合わないときは、加工が必要です。販売店にご相談ください。

地上デジタル放送用アンテナとの接続には、同軸ケーブルをおすすめします

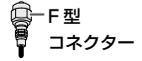
平行フィーダー線は、妨害電波を受けやすくなるため、ご使用にならないください。

- 同軸ケーブルを使用する場合でも、妨害を受けるようであれば、BS・110度 CS デジタル放送対応同軸ケーブルから離してみてください。
- アンテナ線を他のデジタル機器に近づけないください。受信障害の原因となることがあります。



■ 同軸ケーブルがF型コネクタタイプの場合は

- 今までお使いの、または新たに準備した同軸ケーブルがF型コネクタタイプの場合は、本機につき工具を使って強く締めつけなくてください。強く締めつけすぎるとアンテナ端子が破損するおそれがあります。



■ 各種放送のパススルー方式について

- CATV 会社が地上デジタル放送の伝送方式をパススルー方式で行なっている場合、本機で受信できます。パススルー方式とは、各種放送の信号を変更することなく伝送する方式のことです。

お使いのアンテナを確認をする

お住まいは一軒家ですか？ マンションなどの集合住宅ですか？



または



地上デジタル放送をお楽しみいただくには、対応のアンテナが設置されている必要があります。(p.5)に掲載されているようなアンテナが、屋根などに設置されているかご確認ください。

- 設置に関しては、販売店や、設置業者などにご相談ください。

管理会社などに、建物が「地上デジタル放送に対応」しているかどうかをご確認ください。対応していない場合、個人で対応のアンテナを設置する必要があります。

- 設置に関しては、販売店や、設置業者などにご相談ください。

お住まいの地域が「難視聴地域」である可能性があります。お住まいの市(町、村)役所などに難視聴地域であるかどうかを、ご確認ください。「難視聴地域」の場合、CATV会社とのご契約が必要になることがあります。その点などもご確認ください。

難視聴地域でない場合は、地上デジタル放送対応のアンテナを設置する必要があります。

- 設置に関しては、販売店や、設置業者などにご相談ください。

地上デジタル放送対応アンテナの設置などについては、販売店や設置業者にご相談ください。

■ 地上デジタル放送をお楽しみいただくために

安定したデジタル映像をお楽しみいただくためにはアンテナの接続状態がとても重要です。

電波妨害を受けにくい安定した受信状態を確保してください。

地上デジタル放送対応
UHF アンテナ



- 地上デジタル放送に対応しているかご確認ください。対応している場合はご使用中のアンテナで受信できますが、アンテナの劣化などで受信できない場合には、新しいアンテナへの交換や、ブースターの設置などが必要です。地上デジタル放送に対応していない場合は、地上デジタル放送に対応した UHF アンテナが必要です。
- 本機のアンテナ入力端子への接続は、必ず付属の同軸ケーブルか、地上デジタル対応の同軸ケーブル（別売品）をお使いください。
- アンテナ線はほかの電源コードや接続ケーブルからできるだけ離してください。
- 設置および接続が正しく行なわれていた場合でも、周辺に電波障害の原因となる高層建造物が建っていたり、発信基地が遠距離のため電波が弱い場合などは受信ができなかったり、特定の放送局しか受信できないなどの障害が発生することがあります。

端子の種類を確認する

電源コード

アンテナ線やテレビなど、必要な接続が終わってから、交流（AC）100V の電源コンセントに接続します。

(p.18)

BS・110度CS入力/出力端子

BS・110度CS デジタル放送を見たり録画するときに、BS・110度CS デジタル放送のアンテナ線と接続します。

(p.10、11)

地上デジタル入力/出力端子

地上デジタル放送を見たり録画するときに、地上デジタル放送対応のアンテナ線と接続します。

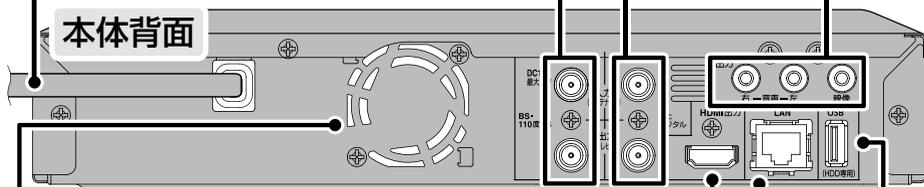
(p.10、11、13)

出力端子

テレビの映像(黄)入力・音声(赤/白)入力端子と接続するときに使います。

(p.12)

本体背面



HDMI 出力端子

テレビのHDMI入力端子と接続するときに使います。きれいな映像と音声が楽しめます。デジタルハイビジョン映像や音声を、他の端子よりも高画質・高音質で楽しめます。^{*}

^{*}接続するテレビの性能にもよります。

(p.12、17)

LAN 端子

ネットワークと接続するときに使います。

(p.14)

USB 端子

USB-HDD（外付けハードディスク）と接続することで、本機で受信した番組を録画したり、再生することができます。

(p.15)

冷却用ファン

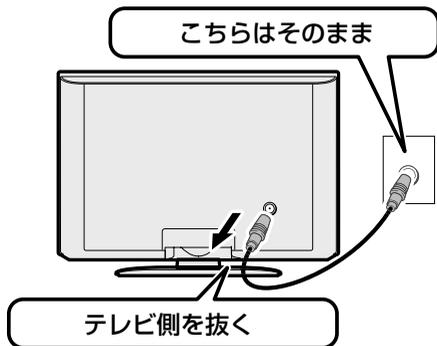


- 本機には、S映像出力・D端子出力・外部入力端子は搭載されていません。

■ つなぐ場所を確認する（テレビ側）

テレビなど、アンテナ線のつながっている機器の電源を「切」の状態にしたあとで、電源プラグをコンセントから抜きます。そのあと、アンテナ線ははずします。

テレビとアンテナ線の接続例



映像・音声入力端子には、テレビで本機の映像を表示したり、音声を出す働きがあります。



お使いのテレビに「HDMI 入力」端子があるときは、HDMI ケーブルをおすすめします。映像と音声の接続が 1 本のケーブルで済みます。



📢 ご注意

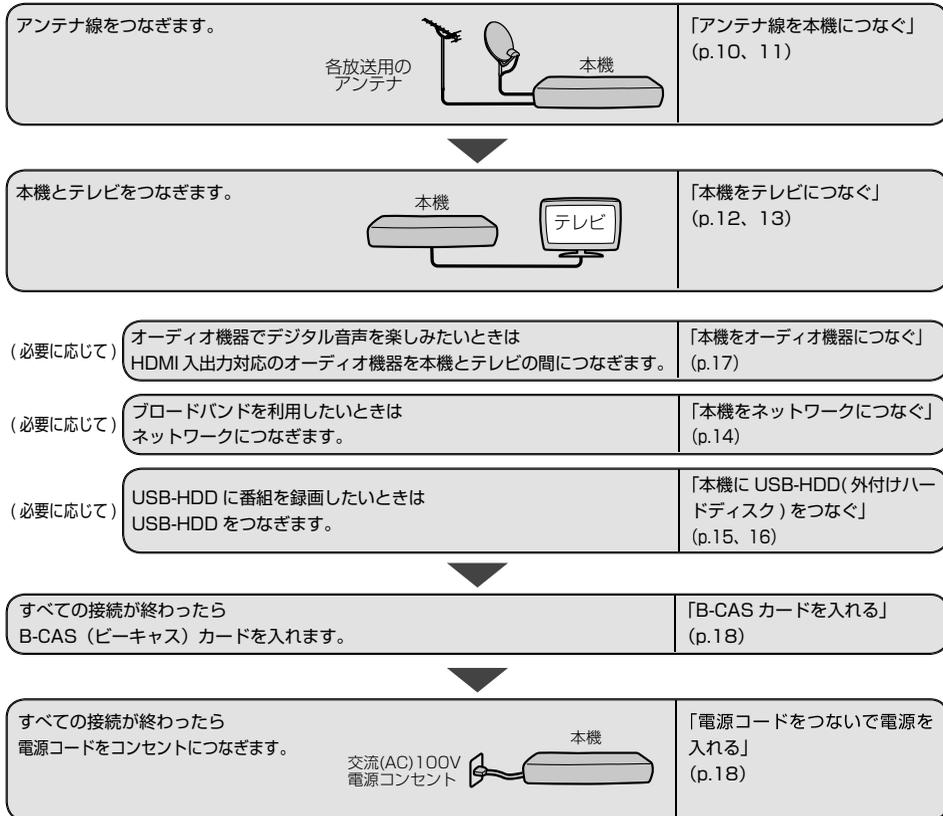
- 本機内部の放熱をよくするために、本機背面の冷却用ファンと壁やテレビ台などの周辺物との間は、10cm 以上空けてください。

📝 メモ

- 本体背面の冷却用ファンは、本体の電源が「入」および“高速起動”設定時間帯に常時回ります。また、電源が「切」のときでも、予約録画実行中などは冷却用ファンが回転します。

接続の進めかた

ご自分で準備をされる場合は、知識・技術・経験をお持ちの方が下の作業流れ図に従って行ってください。



これで準備 (接続) は終わりです。引き続き、準備 (基本設定) を行なってください。

■ つなぐときの注意

- 接続するときは、必ず本機および接続するテレビやモニターの電源を切り、電源プラグをコンセントから抜いてください。

電源プラグはすべての接続が終わってから、コンセントに接続してください。(p.18)

- テレビから外したアンテナ線の形状、コネクター部分が以下のようなとき



F 型

コネクター

地上デジタル放送用アンテナとの接続には、同軸ケーブルをおすすめします。

今まで使っていた、または新たに準備した同軸ケーブルが F 型コネクタータイプのときは、本機につなぐときに工具を使って強く締めつけないでください。強く締めつけすぎるとアンテナ端子が破損するおそれがあります。

同軸ケーブル (付属品) のプラグ部分がテレビなどの地上デジタル (UHF) 端子と合わないことがあります。その場合は、端子に合った別売の同軸ケーブルをお買い求めください。

- BS・110 度 CS デジタル放送共通アンテナをつないだとき
BS・110 度 CS デジタル放送共通アンテナに電源を供給する設定をします。(p.24)
- 各放送波用のアンテナについて詳しくは、「本機で使えるアンテナ」(p.5) をご覧ください。

アンテナ線を本機につなぐ

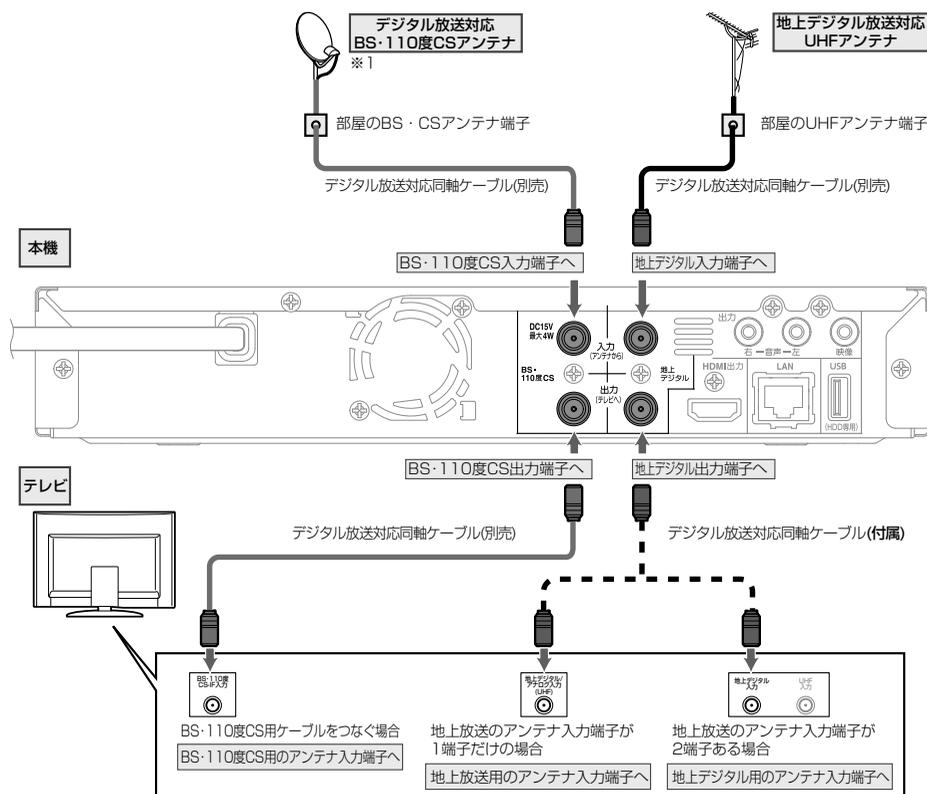
ご自宅のアンテナの状況に応じて、アンテナ-本機-テレビ間でアンテナ線をつないでください。

ケーブルテレビ(CATV)で受信している場合は

「ケーブルテレビ (CATV) で受信している場合」
(p.13) をご覧になり、接続してください。

- デジタル放送用のアンテナやケーブル、プラグは、デジタル放送対応のものをお使いください。
アンテナ線の加工が必要な場合は、お買い上げの販売店にご相談ください。
- 受信する放送の種類によっては、BS・CS/U・V 分波器 (別売品) が必要です。
- BS・110度CS デジタル放送を受信しない場合は、BS・CS 関連のケーブルや BS・CS/U・V 分波器の接続は不要です。
- BS・110度CS アンテナは電源の供給を必要とします。本機は BS・110度CS デジタル放送用アンテナに電源を供給することができます。詳しくは「BS・110度CS デジタル放送の映りが悪いチャンネルを映りやすくする」(p.29) をご覧ください。

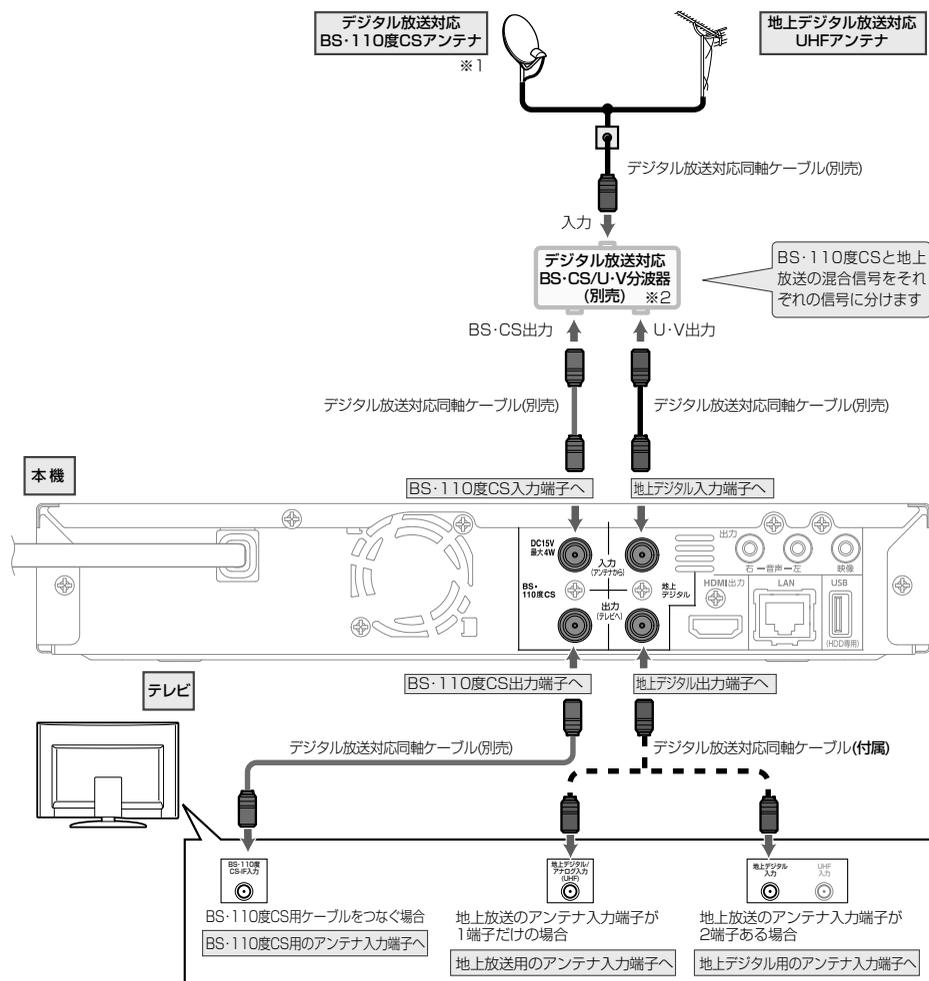
地上デジタル放送のアンテナ線と BS・110度CS デジタル放送のアンテナ線が、別々に部屋まで来ている場合



※ 1 BS・110度CS アンテナは、方向や角度がわずかでもずれると放送が映りません。調整のしかたは、アンテナの取扱説明書をご覧ください。

● 電源コードは、すべての接続が終わったあとでつなぎます。

マンションなどで、地上デジタル放送のアンテナ線とBS・110度CSデジタル放送のアンテナ線が、1つになって部屋まで来ている場合



※ 1 BS・110度CSアンテナは、方向や角度がわずかでもずれると放送が映りません。調整のしかたは、アンテナの取扱説明書をご覧ください。

※ 2 分波器には、ケーブル一体型のもや3分波タイプのものもあります。お買い求めになるときにどのタイプの分波器を選べば良いかわからないときは、お買い上げの販売店にご相談ください。

● 電源コードは、すべての接続が終わったあとでつなぎます。

本機をテレビにつなぐ

テレビの接続端子に合わせて、映像・音声のコードをつないでください。

高画質

■ HDMI 入力端子付きテレビとつなぐ…… ① だけをつなぎます。

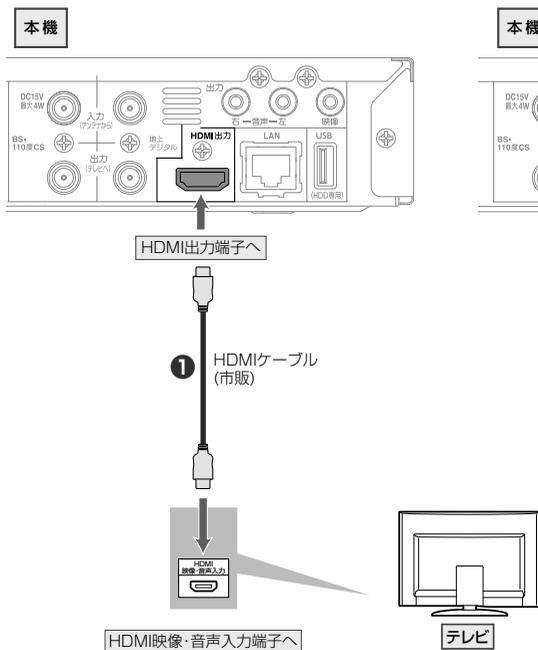
映像・音声信号をケーブル 1 本でつなぐことができ、高画質・高音質な再生が楽しめます。

また、ハイビジョン対応テレビと接続すると、デジタル放送の HD 放送をハイビジョン画質で楽しむことができます。当社製の HDMI CEC 対応テレビと接続すると、HDMI CEC 機能が使えます。(p.36)

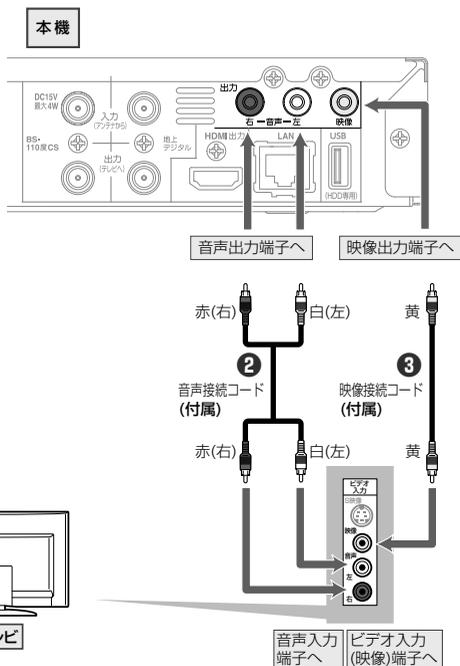
■ 映像・音声接続コードでつなぐ…… ② と ③ をつなぎます。

従来の画質
HDMI 入力端子付きでないテレビとつなぐときは、こちらの方法でつないでください。

HDMI 入力端子付きテレビとつなぐ



映像・音声接続コードでつなぐ



注意

- HDMI ケーブルまたは映像・音声接続コードのどちらかでつないでください。
- HDMI ケーブルは、HDMI 規格に準拠した HDMI ロゴのある High Speed HDMI ケーブル (市販) をご使用ください。
- HDMI ケーブルは、コネクタ部の大きさや形状によって接続できないことがあります。
- 本機の HDMI 出力端子は、DVI 入力端子付きディスプレイモニターや DVI - HDMI ケーブルには対応していません。HDMI 入力端子付きディスプレイモニターの場合は、HDMI 規格に準拠していただければ利用できます。
- 映像・音声接続コードでつなぐ場合は、本機とテレビを直接つないでください。



- 映像・音声接続コードを使って、本機からの映像を他機を通してご覧になると、コピー防止機能によって正常な映像にならないことがあります。

● 電源コードは、すべての接続が終わったあとでつなぎます。

ケーブルテレビ (CATV) で受信している場合

ケーブルテレビ (CATV) の放送はサービスの行なわれている地域でのみ受信でき、使用する機器ごとにケーブルテレビ会社との受信契約が必要です。

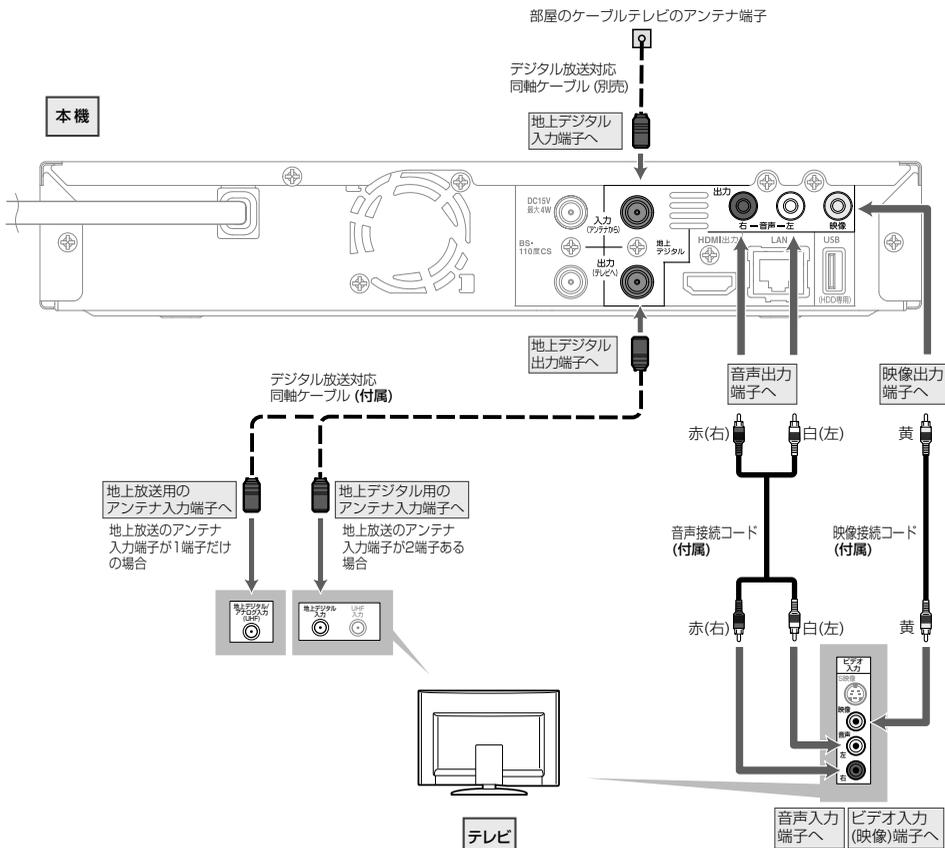
- ケーブルテレビ会社によって仕様や接続方法、受信できる放送が異なりますので、くわしくはケーブルテレビ会社にご相談ください。

地上デジタル放送を受信するときは

ご契約のケーブルテレビ会社がパススルー方式に対応している場合は、本機で地上デジタル放送を直接受信でき、番組表も利用できます。

BS・110度CSデジタル放送を受信するときは

BS・110度CSアンテナを本機に接続して本機で受信します。

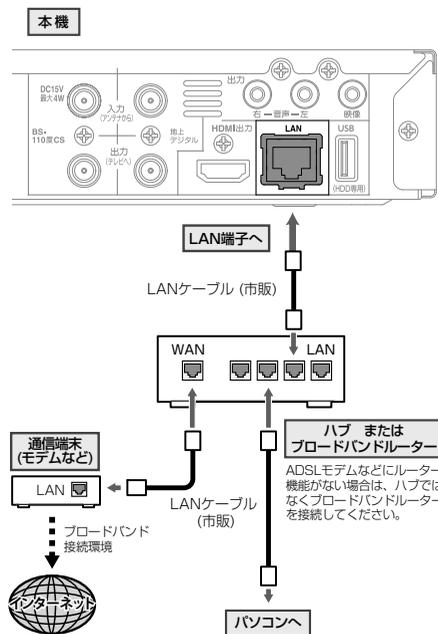


本機とテレビ間の次の接続は、前ページまでをご覧ください。
 ● BS・CS対応ケーブル
 ● 映像・音声のコード

● 電源コードは、すべての接続が終わったあとでつなぎます。

本機をネットワークにつなぐ

ブロードバンド環境をお持ちの場合は、ブロードバンドルーターなどにつなぐことでデータ放送や双方向通信機能など、インターネットを利用したサービスも楽しめるようになります。サービスの詳細は各放送局にお尋ねください。



■ すでにブロードバンド環境をお持ちの場合は

- 次のことをご確認ください。
 - 回線業者やプロバイダーとの契約
 - 必要な機器の準備
 - ADSL モデムやブロードバンドルーターなどの接続と設定
- 回線の種類や回線業者、プロバイダーにより、必要な機器と接続方法が異なります。ADSL モデムやブロードバンドルーター、ハブ、スプリッター、ケーブルは、回線業者やプロバイダーが指定する製品をお使いください。
- お使いのモデムやブロードバンドルーター、ハブの取扱説明書も合わせてご覧ください。
- 本機では、ブロードバンドルーターやブロードバンドルーター機能付き ADSL モデムなどの設定はできません。パソコンなどでの設定が必要な場合があります。
- ADSL 回線をご利用の場合は
 - ブリッジ型 ADSL モデムをお使いの場合は、ブロードバンドルーター（市販）が必要です。
 - USB 接続の ADSL モデムなどをお使いの場合は、ADSL 事業者にご相談ください。

- プロバイダーや回線業者、モデム、ブロードバンドルーターなどの組み合わせによっては、本機と接続できない場合や追加契約などが必要になる場合があります。
- ADSL モデムについてご不明な点は、ご利用の ADSL 事業者やプロバイダーにお問い合わせください。
- ADSL の接続については専門知識が必要なため、ADSL 事業者にお問い合わせください。
- FTTH（光ファイバー）回線をご利用の場合は
 - 接続方法などご不明な点については、プロバイダーや回線業者へお問い合わせください。

■ ブロードバンド環境をお持ちでない場合は

- プロバイダーおよび回線業者と別途契約（有料）する必要があります。くわしくは、プロバイダーまたは回線業者にお問い合わせください。

注意

- 本機を LAN 接続したときは、“本体設定”で LAN 端子を接続したときの設定が必要です。（p.32）
- LAN ケーブルは、カテゴリ 5 以上対応のストレートケーブルをご使用ください。

メモ

- LAN 接続後にテレビの映りが悪くなったときは、LAN ケーブルと同軸ケーブルを離してみてください。
- ブロードバンドルーターなどの設定で本機の MAC アドレスが必要な場合は、**スタートメニュー** → “本体設定” → “ネットワーク設定” → “ネットワークステータス表示”画面で確認できます。（操作編 p.68）
- パソコンや外出先などから本機を遠隔操作することはできません。

● 電源コードは、すべての接続が終わったあとでつなぎます。

本機に USB-HDD(外付けハードディスク)をつなぐ

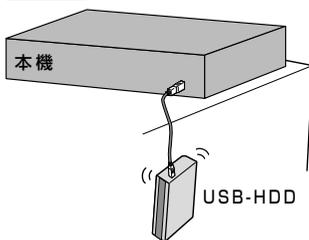
本機に USB-HDD (外付けハードディスク) を接続して、HDD と同じように、本機で受信した番組を録画したり再生したりすることができます。(USB-HDD の取扱説明書もよくお読みください。)

ご注意

本機に USB-HDD を接続するときや、取りはずすときの注意点

- USB-HDD は非常に精密な機器です。衝撃や振動などが加わらないよう、丁寧にお取り扱いください。特に USB-HDD の動作中 (USB-HDD の表示灯が点灯や点滅をしているとき) はご注意ください。
- 他のレコーダーやテレビ、パソコンなどで使用していた USB-HDD を本機に接続して登録すると、それまでに保存されていたデータや録画番組などはすべて消去されます。
- 本機で使用していた USB-HDD をパソコンで使用するには、パソコンで初期化する必要があります。その際に、本機で保存した内容はすべて消去されます。
- USB-HDD の動作中は、USB-HDD の電源を切ったり、接続ケーブルを抜いたりしないでください。録画した内容が消えたり、USB-HDD が故障したりする原因となります。
- 本機と USB-HDD を接続したり、取りはずすときは、本機と USB-HDD の電源を必ず「切」にしてください。「高速起動」が設定されている場合は、設定を解除してから電源を「切」にしてください。(操作編 p.69)
電源を「切」にしたあと、本体前面のランプが全て消灯していることを確認してください。
- USB-HDD の動作中に電源を切ったり、接続ケーブルを抜いたりすると、記録データが消えたり、本体および HDD が故障したりする原因になります。
- USB ハブを使うときに接続する USB-HDD は、セルフパワー型をお使いください。(バスパワー型 USB-HDD を USB ハブに接続しても使用できません。)
- 接続している USB ケーブルは、ケーブルが引っ掛かったり USB-HDD をひっぱらないように接続してください。USB-HDD の動作不良、故障の恐れがあります。

悪い例



- 製品本体の故障や誤動作、修理、他の機器への接続などによって生じた記録データの損壊や損失について、当社は一切の責任を負いません。

本機をオーディオ機器につなぐ

HDMI 入力対応のオーディオ機器と接続すると、デジタル放送のマルチチャンネル音声などを楽しむことができます。

- HDMI ケーブルは、HDMI ロゴのある High Speed HDMI ケーブルをお使いください。



注意

本機と HDMI 入力対応のオーディオ機器や HDMI 対応アンプなどを接続したときは、準備完了後、接続機器に合わせて“本体設定”画面の“音声設定”の設定を変更してください。

- 正しく設定しないと、音声にノイズが発生したり音が出なくなったりすることがあります。（操作編 p.67）

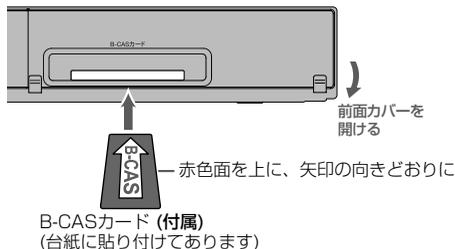
● 電源コードは、すべての接続が終わったあとでつなぎます。

すべてつなぎ終わったら

本機でデジタル放送を見るためには、B-CASカード（付属）が必要です。

現在はデジタル放送をご覧にならない場合でも、紛失防止のためにB-CASカードを入れておくことをおすすめします。

B-CASカードを入れる



ご注意

- 本機専用のB-CASカード以外のものを入れしないでください。故障や破損の原因になります。
- 裏向きや逆方向に入れしないでください。入れる方向を間違えると、B-CASカードは機能しません。
- 付属のB-CASカードは、デジタル放送を視聴していたために、お客様へ貸与された大切なカードです。破損や紛失などの場合は、ただちにB-CAS〔株〕ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズ〕カスタマーセンターへご連絡ください。お客様の責任で破損、紛失などが発生した場合は、再発行費用が請求されます。

1 B-CASカードを左の図の向きにして、奥までしっかり差しこむ

B-CASカードについて

取り扱いについて

- 折り曲げたり、変形させたりしないでください。
- 重いものをのせたり、踏みつけたりしないでください。
- IC（集積回路）部には、手を触れないでください。
- 分解・加工をしないでください。
- 本機使用中はB-CASカードを抜き差ししないでください。視聴できなくなる場合があります。
- B-CASカードの抜き差しは、必ず本機の電源を切り、電源コードを電源コンセントから抜いて行なってください。
- B-CASカードを抜く必要があるときは、カードをゆっくり引き抜いてください。

付属のB-CASカードの台紙に記載されている文面をよくお読みください。

- B-CASカードに個人情報を書き込まれることはありません。
- B-CASカードについてのお問い合わせ（2012年8月現在）
（株）ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズ
カスタマーセンター

TEL 0570-000-250

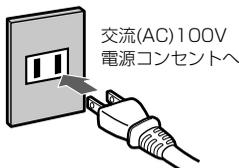
（IP電話からの場合は045-680-2868）

受付時間 10：00～20：00（年中無休）

<http://www.b-cas.co.jp/>

● 電源コードは、すべての接続が終わったあとでつなぎます。

電源コードをつないで電源を入れる



1 すべての接続が終わったら、電源コードをつなぐ

電源プラグを交流（AC）100Vの電源コンセントに差し込むと、本機が通電状態になり、本機の電源ランプが点滅します。

電源ランプが点滅中は、本機は操作はできません。

点滅が終わるまで少し時間がかかりますが、そのままお待ちください。点滅が終わると、本機は操作ができるようになります。

2 テレビの電源を入れ、本機が接続されている入力に切り換える

3 本機の電源を入れる

- 詳しくは、（操作編 p.11）をご覧ください。

…引き続き、“かんたん設定”（p.20）を行なってください。

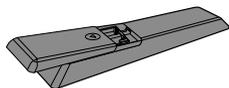
ご注意

- 本機の電源コードを電源コンセントから抜くと、テレビの映りが悪くなる場合があります。その場合は、本機の電源コードを常に電源コンセントに差し込んで（通電状態にして）おいてください。

リモコンの準備

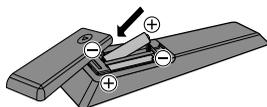
リモコンに乾電池を入れる

1 リモコンの裏面のフタをはずす

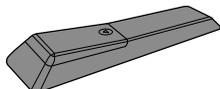


2 (－)側を先に入れたあと、(＋)側を入れる

- ・ 単四の乾電池（1.5V 2個）をお使いください。

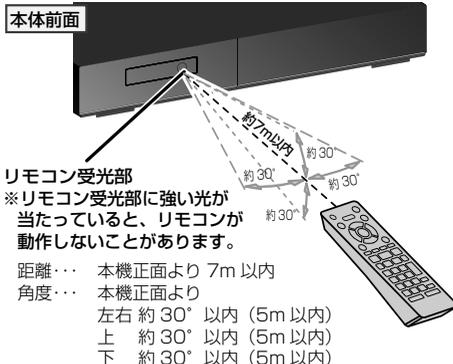


3 裏面のフタを取り付ける



リモコンの使用範囲について

リモコンは、本体のリモコン受光部に向けて使用してください。



当社製の DVD プレーヤー内蔵テレビやテレビデオをご使用になる場合

本機の近くに、DVD プレーヤー内蔵テレビやテレビデオがある場合、本機のリモコンを操作したときに、DVD プレーヤー内蔵テレビやテレビデオが同時に動作することがあります。また、同一機器を2台以上ご使用の場合も同時に動作することがあります。これは、リモコンから発する赤外線波長が、共通の波長を使用しているために起こる現象です。同時動作を防ぐには、DVD プレーヤー内蔵テレビやテレビデオのリモコン受光部を、赤外線を透さないもの（雑誌など）で遮るようにしてください。

「アルカリ乾電池ご使用時の注意」

アルカリ乾電池は、外枠がプラス極になっているために、リモコンのマイナス極バネが乾電池のマイナス極と被覆（外枠の被覆がはがれている場合）に同時に接触した場合、乾電池そのものがショート（短絡）状態になり、ショートした部分が発熱しやけどする危険があります。

アルカリ乾電池をご使用になる場合は、被覆がやぶれたり、はがれていないものをご使用ください。

ご注意

リモコンの乾電池について

- ・ 乾電池が完全に入らない状態で使うと、乾電池が発熱し、やけどや故障の原因となることがあります。
- ・ 次のような場合は、乾電池が消耗しています。すべての乾電池を新しいものに交換してください。
 - リモコンの使用距離が短くなってきたときや、一部のボタンを押しても動作しなくなってきたとき。
- ・ 付属の乾電池は動作確認用です。早めに新しい乾電池と交換することをおすすめします。
- ・ オキシライド乾電池（ZR6）、エボルタ乾電池（LR6）などは、リモコン誤動作の原因となりますので、使用しないでください。
- ・ 長期間ご使用にならないときは、乾電池を取り出してから保管してください。
- ・ 不要となった乾電池は、お住まいの地域の条例に従って処理してください。

リモコンの取扱いについて

- ・ 落としたり、衝撃を与えたりしないでください。
- ・ 高温になる場所や湿度の高い場所に置いたりしないでください。
- ・ 水をかけたり、ぬれたものの上に置いたりしないでください。

本機の設定

“かんたん設定” を使って設定する

接続が終わって初めて本機の電源を入れたときは、テレビ画面に“かんたん設定”画面が表示されます。画面の案内やガイドに従って、次の順で設定してください。

ご注意

- “かんたん設定”は、必ずアンテナが接続された状態で放送のある時間帯に行なってください。チャンネルがとばされるように設定されて、選べなくなります。
- “かんたん設定”実行中は、電源コードを抜いたり電源を切らないでください。
- 転居でお住まいの地域が変わったときなど、“かんたん設定”をやり直したいときは (p.22) をご覧ください。

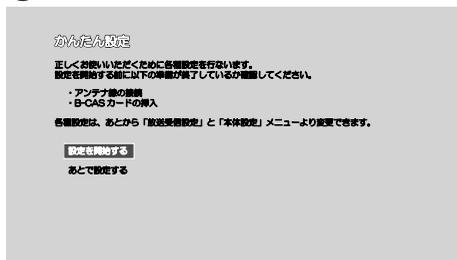


前の画面に戻るときは

戻るを押す

- テレビの電源を入れる
- テレビの入力切換で、テレビの入力を本機が接続されている入力に切り換える

- 電源を押して本機の電源を入れる



- “かんたん設定”の開始画面が表示されます。
- “かんたん設定”の開始画面が表示されないときは、次のことを確認してください。
 - アンテナ—本機—テレビをつないでいますか。
 - コードをつなぎ間違えたり、抜けたり抜けかかったりしていませんか。
 - テレビの入力切換で本機を接続した入力に切り換えていますか。

これらを確認しても開始画面が表示されない場合は、

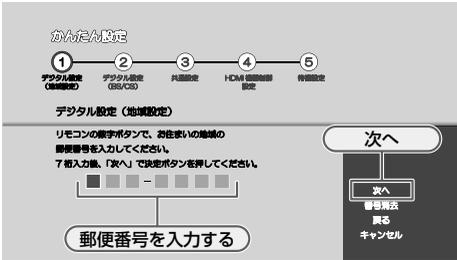
- ▶「かんたん設定」をやり直す (p.22) の手順を行なってください。

- “設定を開始する”が選ばれているので、そのまま決定を押す

あとで設定するとき

で“あとで設定する”を選んで決定を押すと、終了画面が表示されるので、“完了”を選び、決定を押してください。

4 1 ^あ ~ 10%^{10%} でお住まいの地域の郵便番号を入力し、「次へ」が選ばれた状態で **決定** を押す



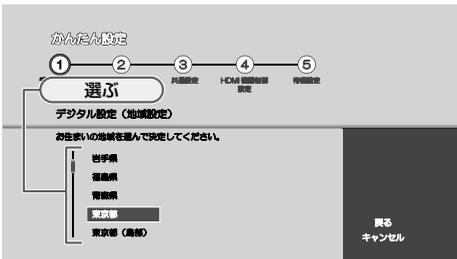
☞ 入力の間違ったときは

“番号消去”を選んで一括消去するか、 で戻って入力し直してください。

☞ “番号消去”を選ぶときは

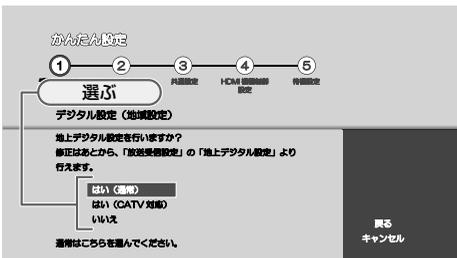
“番号消去”がハイライトされるまで を繰り返し押してください。

5 でお住まいの都道府県を選び、**決定** を押す



- 伊豆、小笠原諸島地域は、“東京都（島部）”を選びます。
- 南西諸島鹿児島島地域は、“鹿児島県（島部）”を選びます。

6 でスキャンしたい放送の種類を選び、**決定** を押す



“はい (通常)”：

地上デジタル放送のチャンネルをスキャンします。

“はい (CATV 対応)”：

ケーブルテレビのチャンネルをスキャンします。

- スキャンが始まります。(スキャンには 10 分程度かかることがあります。)
- スキャンが終わると、受信されたチャンネルは自動的にリモコンの数字ボタンに割り当てられ、画面に結果が表示されます。

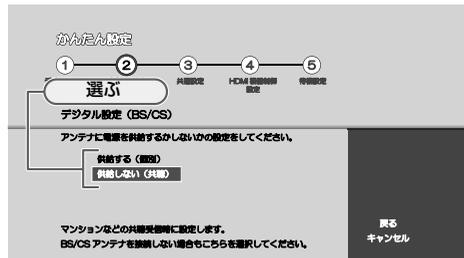
☞ 割り当てられたチャンネルを変更するときは

「リモコンの数字ボタンに地上・BS・110 度 CS デジタル放送チャンネルを割り当てる」(p.29) の手順 **3** と **4** をご覧ください。

7 で“次へ”を選び、**決定** を押す

- “デジタル設定 (BS/CS)”画面で“戻る”を選ぶと、地上デジタル放送のスキャンをやり直すことができます。

8 でアンテナに電源を供給するかしないかを選び、**決定** を押す



BS・110 度 CS デジタル放送用アンテナで放送を受信するには、アンテナへの電源供給が必要です。アンテナの接続環境に合わせて設定してください。

“供給する (個別)”：

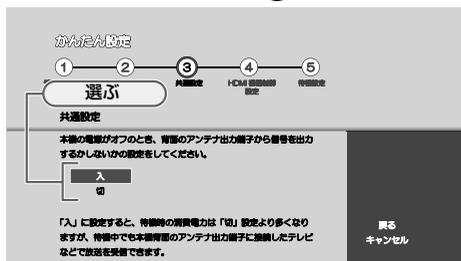
本機とアンテナを直接つなぎ、他の機器などから電源を供給していない場合、こちらを選択してください。おもに、一戸建て住宅などで受信するときに設定します。

“供給しない (共聴)”：

他の機器から電源を供給している場合や、CATVなどで受信しているとき、また、BS・110 度 CS アンテナを接続しない場合もこちらを選択してください。おもに、マンションなどの共聴受信時に設定します。

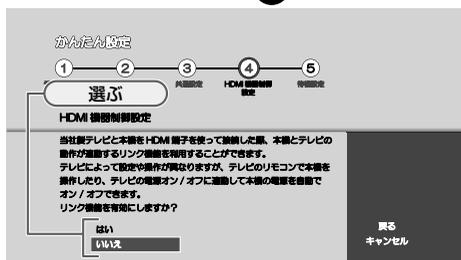
本機の設定・つづき

- 9  で本機の電源が「切」のとき背面のアンテナ出力端子から信号を出力し続けるかしないかを選び、**決定** を押す



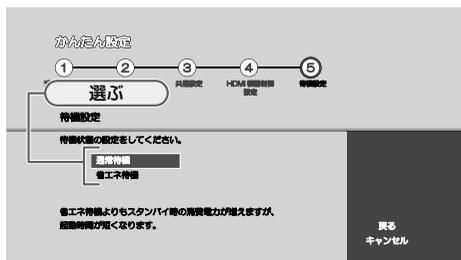
- 本機のアンテナ出力端子からアンテナ線をつないでいるときは「入」にしておいてください。「切」にすると、本機の電源が「切」のときにテレビなどで放送が受信できなくなる場合があります。

- 10  HDMI CEC機能を利用する場合は、**決定** を押す



- HDMI CEC 機能を使うためには、本機と当社製 HDMI CEC 対応テレビを、HDMI ケーブル（市販）で接続してください。くわしくは、(p.36) をご覧ください。

- 11  でお好みの待機方法を選び、**決定** を押す

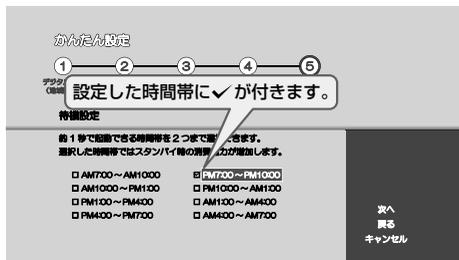


- “通常待機”：
“省エネ待機”に設定したときよりも高速で起動しますが、待機時の消費電力が若干増えます。

- “省エネ待機”：
“通常待機”に設定したときよりも起動に若干時間がかかりますが、待機時の消費電力を抑えることができます。
- 手順 10 で“はい”を選択した場合は、“省エネ待機”は選択できません。

- 12  で高速起動を設定したい時間帯を選び、**決定** を押す

- 設定した時間帯に“✓”が付きます。
- 最大 2 つまで設定することができます。



ここで設定している時間帯だけ、電源を入れてから本機が使用できるまでの時間を“待機設定”の“通常待機”設定時よりさらに短縮できます。くわしくは、(操作編 p.68) をご覧ください。
“高速起動”設定している時間帯は絶対に電源プラグをコンセントから抜かないでください。故障の原因となります。

- 13 設定を終えたら、 で“次へ”を選び、**決定** を押す

- 14 “完了”が選ばれているので、そのまま **決定** を押す
- “かんたん設定”を終了します。

“かんたん設定”をやり直す

-  を押して、スタートメニュー画面を表示する
-  で“本体設定”を選び、**決定** を押す
-  で“かんたん設定/その他”を選び、**決定** を押す
-  で“かんたん設定”を選び、**決定** を押す
- (p.21、22)の手順 4 ~ 14 を行なう

放送関連の設定を変える

放送関連の設定は、“放送受信設定”メニューで変更することができます。

“放送受信設定”メニューを使う



- 1 **スタートメニュー** を押して、スタートメニュー画面を表示する
- 2 **決定** で“放送受信設定”を選び、**決定** を押す
- 3 **決定** で希望の項目または設定を選び、**決定** を押す
この操作を繰り返し、希望の設定に変更する
(**戻る** を押すと、左側の設定項目に戻ります。)
決定 希望の設定に変更するときに確認メッセージが出る場合は
決定 で“はい”を選び、**決定** を押してください。
- 4 設定が終わったら、**戻る** を何回か押して通常画面に戻す

☞ 前の画面に戻るときは

戻る を押す

☞ 通常画面に戻るときは

戻る を何回か押す

☞ スタートメニュー画面に戻るときは

スタートメニュー を押す

(もう一度押すと通常画面に戻ります)

放送関連の設定を変える・つづき

“放送受信設定”メニューでできること

項目	設定内容	説明	参照ページ	
地上デジタル設定	チャンネル 初期スキャン	地域設定	お住まいの地域に合った地上デジタルチャンネル設定を行なうために必要な設定です。	—
		通常	引っ越しなどで、地上デジタル放送の受信地域が変わったときなどに、全チャンネルのスカンをやり直します。(“かんたん設定”の中で実行されるスキャンと同じです。)	—
		CATV 対応	“通常”： 地上デジタル放送のチャンネルを対象にスカンを行ないます。 “CATV 対応”： CATV のチャンネルを対象にスカンを行ないます。 ・ 設定が終わるまで 10 分程度かかることがあります。	—
	チャンネル 再スキャン		地上デジタル放送の放送局が追加されたとき、チャンネルの再スキャンを行ない、新たに受信できた放送局を自動的に追加します。 ・ 設定が終わるまで 10 分程度かかることがあります。 ・ 地上デジタル放送チャンネルのみが対象です。	—
	アンテナの設定	アッテネーター“入” アッテネーター“切”	映りが悪い地上デジタル放送チャンネルがあるとき、地上デジタル放送アンテナの受信レベルを確認できます。レベルを確認しながらアンテナの向きを調整してください。“アッテネーター”の設定を変更すると、受信状況が改善する場合があります。	28
		物理チャンネル	リモコンの数字ボタンで、2 桁の物理チャンネルを入力し、受信します。	—
チャンネルの設定	チャンネルの 割り当て設定	リモコンの数字ボタンに地上デジタル放送用のチャンネルを登録します。	29	
	チャンネル スキップ設定	 で選局するときに不要なチャンネルを飛びこせるように設定します。	30	
自動チャンネル リバック	入	地上デジタル放送の中継局のチャンネルが変更になった際、それに合わせて本機のチャンネル設定を自動的に更新します。	—	
	切	地上デジタル放送の中継局のチャンネルが変更になっても、本機のチャンネル設定を自動的に更新しません。見られないチャンネルが発生した場合は、“チャンネル再スキャン”を行なってください。	—	
BS/CS デジタル 設定	アンテナ電源	供給する (個別)	BS・110 度 CS デジタル放送用アンテナで放送を受信するには、アンテナへの電源供給が必要です。ここでは、本機からアンテナへ電源を供給するかどうかを設定します。 “供給する (個別)”： 本機とアンテナを直接つなぎ、他の機器などから電源を供給していない場合、こちらを選択してください。おもに、一戸建て住宅などで受信するときに設定します。	—
		供給しない (共聴)	“供給しない (共聴)”： 他の機器から電源を供給している場合や、CATV などで受信しているとき、また、BS・110 度 CS アンテナを接続しない場合もこちらを選択してください。おもに、マンションなどの共聴受信時に設定します。	

設定のしかたについては、(p.23) をご覧ください

項目	設定内容	説明	参照ページ	
BS/CS デジタル設定	アンテナの設定	映りが悪い BS・CS デジタル放送チャンネルがあるとき、BS・CS アンテナの受信レベルを確認できます。レベルを確認しながらアンテナの向きを調整してください。	29	
	BS チャンネルの設定	チャンネルの割り当て設定	リモコンの数字ボタンに BS 放送用のチャンネルを登録します。	29
		チャンネルスキップ設定	 で選局するときに不要なチャンネルを飛びこせるように設定します。	30
	CS チャンネルの設定	チャンネルの割り当て設定	リモコンの数字ボタンに 110 度 CS 放送用のチャンネルを登録します。	29
		チャンネルスキップ設定	 で選局するときに不要なチャンネルを飛びこせるように設定します。	30
難視聴地域対策	入	地上デジタル放送を受信できない地域でも、衛星放送を利用して、暫定的に地上デジタル放送の番組を視聴できるように設定します。対応した B-CAS カードが必要です。放送の内容や利用できる地域、お申し込み方法などについては、社団法人デジタル放送推進協会のホームページ http://www.dpa.or.jp/safetynet/ をご覧ください。	—	
	切			
共通設定	視聴年齢制限 ・ ご利用いただくにはパスワードの作成・入力が必要です。	無制限	デジタル放送の視聴可能年齢を設定します。 “無制限”： 年齢制限無し。 “1 歳～19 歳”： 制限したい年齢を選んでください。設定した年齢の制限を越える番組を視聴または予約録画するときは、パスワードの入力が必要になります。	30
		1 歳～19 歳		
	パスワード変更		画面の指示に従って“視聴年齢制限”のパスワードを変更することができます。	30
	B-CAS カード番号表示		B-CAS カードの番号を表示します。	—
	アンテナ出力	入	本機の電源が「切」のとき、背面のアンテナ出力端子から信号を出力し続けるかどうかの設定をします。本機のアンテナ出力端子からアンテナ線をテレビにつないでいるときは“入”にしておいてください。“切”にすると、本機の電源が「切」のときにテレビなどで放送が受信できなくなる場合があります。	—
切				

放送関連の設定を変える・つづき

項目	設定内容	説明	参照ページ	
共通設定	自動ダウンロード	自動更新する	<p>本機のソフトウェアは更新されることがあります。ここでは、本機の電源が「切」のときにデジタル放送電波を使って、本機の追加機能や機能向上などの情報をダウンロードし、自動的に本機の制御プログラムを最新のもの書き換えるかどうかを設定します。</p> <p>“自動更新する”（推奨）： ソフトウェアが更新されるたびに自動的にソフトウェアのダウンロードを行ない、本機をバージョンアップします。ダウンロード実施の報告は“お知らせメール”で届きます。（操作編 p.65）</p> <p>“自動更新しない”： ソフトウェアが更新されても自動的にダウンロードは行ないません。ソフトウェア更新の“お知らせメール”が届くので、ダウンロードを実施したいときに“自動更新する”に設定を変更し、本機のバージョンアップを行なってください。</p>	—
		自動更新しない	<ul style="list-style-type: none"> 情報取得のために、本機を使用しないときは電源を「切」にしておくことをおすすめします。 ダウンロード後は、本書と本機で画面や文言が一致なくなることがあります。 ダウンロード更新中は本体前面の電源ランプと録画ランプが2秒に1回点滅します。 ダウンロード更新中は、本機の電源コードを抜かないでください。故障の原因となります。 ダウンロード更新中に本機の操作を行なうと、ダウンロードは中止されます。 以下の条件下では“自動ダウンロード”は行なわれません。 <ul style="list-style-type: none"> 電源コードが抜かれているとき。 悪天候などのために受信状態が悪いとき。 本機の電源が入るとき。 ダウンロード更新時刻と予約録画が重なるとき。 	
	文字スーパー	日本語で表示	<p>ニュース速報など、放送上に文字スーパーの情報が含まれている場合、表示される文字スーパーの言語を設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送に文字スーパーの情報が含まれていないときや、番組（強制的に文字スーパーが表示されるものなど）によっては、設定どおりに表示されないことがあります。 “表示しない”に設定していても、自動表示モードの文字スーパーは強制的に表示されます。 日本語、英語以外の文字スーパーは表示しません。 	—
		英語で表示		
表示しない				
地域の設定		<p>お客様のお住まいの地域を設定します。データ放送サービスなどで、お住まいの地域に応じたサービスをご利用いただくために必要な設定です。</p>	27	
郵便番号の設定		<p>お客様のお住まいの地域の郵便番号を設定します。データ放送サービスなどで、お住まいの地域に応じたサービスをご利用いただくために必要な設定です。</p>	27	
Gガイドの設定	Gガイド地域設定		31	
	Gガイド受信確認			

* BS・110度CSチャンネルに関しては、チャンネルスキャンをしなくても自動的にチャンネルが取得されます。

“地域の設定” を変更する

お客様のお住まいの地域を設定します。データ放送サービスなどで、お住まいの地域に応じたサービスをご利用いただくために必要な設定です。

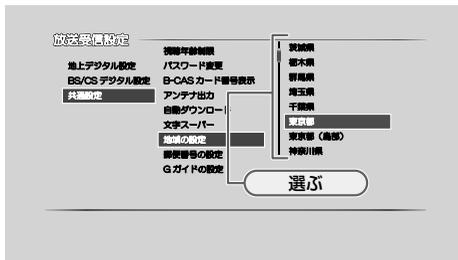


☞ 前の画面に戻るときは
戻る を押す

☞ 通常画面に戻るときは
戻る を何回か押す

1 **スタートメニュー** を押し、“放送受信設定” ➡ “共通設定” ➡ “地域の設定” の順に選び、**決定** を押す
 (詳しい操作方法は (p.23) をご覧ください。)

2 **決定** でお住まいの都道府県を選び、**決定** を押す



- ・ 伊豆、小笠原諸島地域は、“東京都 (島部)” を選びます。
- ・ 南西諸島鹿児島島地域は、“鹿児島県 (島部)” を選びます。

3 **決定** で“郵便番号の設定”を選び、**決定** を押す

- ・ 郵便番号入力画面が表示されます。

4 **1あ** ~ **10** でお住まいの地域の郵便番号を入力し、**完了** を選び、**決定** を押す

☞ 入力を間違えたときは

“番号消去” を選んで一括消去するか、**決定** で戻って入力し直してください。

- ・ “番号消去” を選ぶには、**決定** でハイライトを移動し **決定** を押ししてください。

5 変更が終わったら、**戻る** を何回か押して通常画面に戻す

放送関連の設定を変える・つづき

地上デジタル放送の映りが悪いチャンネルを映りやすくする

“アッテネーター”の設定を“入”にすると、状況が改善されることがあります。

- 1 地上デジタル放送の映りが悪いチャンネルを選局する
- 2 (スタートメニュー) を押し、“放送受信設定” ➡ “地上デジタル設定” ➡ “アンテナの設定”の順に選び、(決定) を押す
(詳しい操作方法は (p.23) をご覧ください。)
- 3 “アッテネーター”の設定で“切”が選ばれているので、そのまま (決定) を押す

アッテネーターの設定を行います。
また、物理チャンネルのアンテナレベルを表示します。
レベルを確認しながら、感度が最大になるようにアンテナの向きを調節してください。
戻るボタンを押すと、終了します。

アッテネーター： 切
物理チャンネル： 17
入力値 31 最大値 34



最大感知レベル

現在の入力レベル

放送受信のためのアンテナレベルの目安

- 1 地上デジタル放送用のアンテナレベルについて
この画面でアンテナレベルを確認しながら、UHF アンテナの向きを調整することができます。この場合、アンテナレベルは「20」以上が目安です。
- 2 この画面で“物理チャンネル”を選び (決定) を押すと、受信レベルを表示する物理チャンネルを入力することができます。

- 4 (決定) で“入”を選び、(決定) を押す

アッテネーター

受信の強弱を変更します。「入」にすると弱くなり、状況が改善されることがあります。

入
切

- 受信の強弱が変更されます。(“入”にすると弱くなり、状況が改善されることがあります。)
- 地上デジタル放送は UHF 放送の電波を使って送信されています。物理チャンネルとは、地上デジタル放送を実際に受信している UHF 放送のチャンネル (13 ~ 62CH) のことです。
- なお、CATV をご利用の場合は、CATV の 13 ~ 63CH でも送信されている場合があります。CATV 用チャンネルは、手順 3 で、チャンネル番号の先頭に C が表示されます。

- 5 調整が終わったら、(戻る) を何回か押して通常画面に戻す

BS・110度CS デジタル放送の映りが悪いチャンネルを映りやすくする

“BS/CS デジタル設定” の“アンテナの設定”画面でアンテナレベルを確認しながら、アンテナの向きを調整することができます。(マッシュンなどの共用アンテナやケーブルテレビ(CATV)をご利用の場合は、この調整は不要です。)

- 1 **スタートメニュー** を押し、“放送受信設定” ➡ “BS/CSデジタル設定” ➡ “アンテナの設定”の順に選び、**決定** を押す
(詳しい操作方法は (p.23) をご覧ください。)
- 2 “入力値”の数値が「20」以上になるように、アンテナの向きを調整する

衛星放送のアンテナレベルを表示します。

レベルを確認しながら、感度が最大になるようにアンテナの向きを調節してください。
戻るボタンを押すと、終了します。

トランスポンダ: **BS-23**

入力値 **31** 最大値 **34**

- アンテナレベルは「20」以上が目安です。
- 未契約の有料放送のチャンネルが選局されている場合、放送の映像と音声は確認できません。

- 3 調整が終わったら、**戻る** を何回か押して通常画面に戻す

ご注意

- “BS/CS デジタル設定” の“アンテナ電源”の設定を“供給する(個別)”にしたときは、本機の電源コードを常に電源コンセントに差し込んで(通電状態にして)おいてください。
- BS・110度CS アンテナのアンテナ線がショートすると、“アンテナ電源”の設定が自動的に“供給しない(共聴)”に切り換わることがあります。
- アンテナの設置や工事、アンテナやアンテナ線などの修理については、お買い上げの販売店にご相談ください。

メモ

- アンテナレベルの数値は、アンテナ設置方向の最適値や受信状況を確認するための目安で、チャンネルによって異なります。表示されている数値は、受信している電波の強さではなく質(信号と雑音の比率)を表しています。数値は、天候などの影響を受けて増減することがあります。また、地上デジタル放送では放送局や環境によって大きく変わることがあります。
- 1台のBS・110度CSアンテナを複数の機器で共用しているときは、アンテナ(ケーブル)を最初に接続している機器からBSアンテナ電源を供給してください。(p.24)

リモコンの数字ボタンに地上・BS・110度CS デジタル放送チャンネルを割り当てる

- 1 地上デジタル放送の場合：

スタートメニュー を押し、“放送受信設定” ➡ “地上デジタル設定” ➡ “チャンネルの設定”の順に選び、**決定** を押す

- BS・110度CSデジタル放送の場合：

スタートメニュー を押し、“放送受信設定” ➡ “BS/CS デジタル設定” ➡ “BSチャンネルの設定”または“CSチャンネルの設定”の順に選び、**決定** を押す
(詳しい操作方法は (p.23) をご覧ください。)

- 2 “チャンネルの割り当て設定”を選び、**決定** を押す

- チャンネル割り当て一覧画面が表示されます。
- チャンネル割り当て一覧の並びは、リモコンの数字ボタンの並びと一致しています。

- 3 **決定** で、チャンネルを割り当てたい番号が書かれたマスを選び、**決定** を押す

チャンネルの割り当て設定

011 1 AA 総合・大阪	021 BB 教育・大阪	031 CC テレビ	ページ 1
041 DDD 放送	011 2 AA 総合・神戸	061 EEE テレビ	ページ 2
071 テレビFFF	081 GGG テレビ	091 ---	ページ 3
101 テレビ	111 ---	121 ---	キャンセル 完了

1/3 ページ

- チャンネルリストが表示されます。

- 4 手順 3 で選んだ数字ボタンに割り当てたいチャンネルを **決定** で選び、**決定** を押す

チャンネルの割り当て設定

現在の設定: **081 GGG テレビ**

お好みのチャンネルをリモコンの数字ボタンに登録します。

063 EEE テレビ	071 テレビFFF	072 テレビFFF	073 テレビFFF	081 GGG テレビ	戻る キャンセル
----------------	---------------	---------------	---------------	----------------	-------------

- チャンネル割り当て一覧画面に戻ります。
- チャンネルの割り当てを解除する場合は“チャンネルの割り当てをしない”を選び、**決定** を押してください。

放送関連の設定を変える・つづき

- 5 設定が終わったら、で“完了”を選び、
決定を押す

- 6 を何回か押して通常画面に戻す



で選局できるチャンネルを設定する

- 1 「リモコンの数字ボタンに地上・BS・110度CSデジタル放送チャンネルを割り当てる」(p.29)の手順 1 を行なう

- 2 “チャンネルスキップ設定”を選び、を押す

- ・チャンネル一覧が表示されます。

- 3 で飛びこしたいチャンネルを選び、
を押す

チャンネルスキップ設定

決定ボタンで「受信」/「スキップ」の設定を切り換えることができます。

063	EEEテレビ	受信	キャンセル 完了
071	テレビFFF	受信	
072	テレビFFF	受信	
073	テレビFFF	受信	
081	GGGテレビ	受信	

- ・チャンネル名右横の“受信”が“スキップ”に切り換わります。
- ・を押すたびに“受信”と“スキップ”が切り換わります。

- 4 設定が終わったら、で“完了”を選び、
決定を押す

- 5 を何回か押して通常画面に戻す

メモ

- ・“スキップ”に設定したチャンネルは、番組表にも表示されなくなります。

デジタル放送の視聴可能年齢を設定する

デジタル放送には青少年の保護の観点から視聴年齢制限付きの放送があります。

視聴制限を解除するためのパスワードを設定すると、デジタル放送の有料放送で視聴可能年齢の制限を超える番組を視聴するときに、パスワードの入力が必要となります。

(操作編 p.15)

- 1 を押し、“放送受信設定” ➡ “共通設定” ➡ “視聴年齢制限”の順に選び、

を押す

(詳しい操作方法は (p.23) をご覧ください。)

- ・パスワード入力画面が表示されます。

- 2 **1**  ~ **10**  でパスワード(4桁)を入力する

(初めてパスワードを登録する場合は、確認のためにもう一度パスワードの入力が求められます。)

- ・入力した数字は、“*”で表示されます。
- ・パスワードが未登録の場合は、ここで入力した番号がパスワードとして登録されます。

 パスワードを忘れてしまったときは
4、7、3、7を入力してください。
新しいパスワードが設定できます。

 入力中に番号を間違えたときは

で戻るか、で“全てクリア”を選び、
を押してください。

- 3 で設定したい年齢を選び、を押す

- 4 変更が終わったら、を何回か押して通常画面に戻す

 パスワードを変更するときは

手順 1 で“視聴年齢制限”の代わりに“パスワード変更”を選び、を押し、画面の指示に従ってください。

番組表 (G ガイド) の地域設定を確認する

番組表 (G ガイド) の機能 (広告表示、出演者検索や注目番組一覧表示) を利用するためには、正しく地域を設定してデータを取得する必要があります。

- 1  を押し、“放送受信設定” ➡ “共通設定” ➡ “Gガイドの設定” ➡ “Gガイド地域設定” の順に選び、 を押す
(詳しい操作方法は (p.23) をご覧ください。)
- 2 設定内容を確認する
 - ・ 正しく設定されていない場合は、 でお住まいの地域を選び  を押す
- 3 確認が終わったら、 を何回か押して通常画面に戻す



メモ

- ・ “G ガイド地域設定” は、かんたん設定を行なうと自動的に設定されます。

番組表 (G ガイド) の番組データを取得できるかどうか確認する

- 1  を押し、“放送受信設定” ➡ “共通設定” ➡ “Gガイドの設定” ➡ “Gガイド受信確認” の順に選び、 を押す
(詳しい操作方法は (p.23) をご覧ください。)
 - ・ 受信確認画面が表示されます。受信確認結果が表示されるまで、そのままお待ちください。
- 2 確認が終わったら、 を何回か押して通常画面に戻す

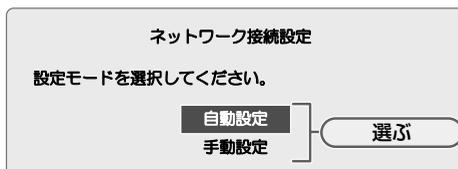
ネットワークの設定をする

データ放送の双向通信機能などを、ブロードバンド経由で利用するための設定を行ないます。

プロバイダーとの契約時に提供された資料や接続する機器の取扱説明書を参考に、設定してください。



- 1 **スタートメニュー** を押して、スタートメニュー画面を表示する
- 2 **決定** を押して、**本体設定** を選ぶ、**決定** を押す
- 3 **決定** を押して、**ネットワーク設定** を選ぶ、**決定** を押す
- 4 **決定** を押して、**ネットワーク接続設定** を選ぶ、**決定** を押す
- 5 **決定** を押して、**自動設定** または **手動設定** を選ぶ、**決定** を押す



“自動設定”：

“ネットワーク接続設定”の各項目を自動で設定し、接続テストを行ないます。

また、既に設定済みの場合は、全て初期値に戻します。

“手動設定”：

“手動設定”を選ぶと、各種設定項目が表示されるので、(p.33、34)の

A ～ **D** をご覧の上、それぞれ設定してください。

前の画面に戻るときは

戻る を押す

通常画面に戻るときは

戻る を何回か押す

ご注意

- LAN 端子に接続して“ネットワーク接続設定”の各設定を変更した際は、「**D** 接続テスト」(p.34)をご参照の上、必ず接続テストを行なってください。

“手動設定” する場合の設定内容

A IPアドレス設定

1 IPアドレス/サブネットマスク/デフォルトゲートウェイを設定する

- ① で“IPアドレス取得方法”を選び、
 を押す

- 取得方法が表示されます。

- ② お好みの取得方法を選び、 を押す
 ・通常は“自動 (DHCP)”を選んでください。

“自動 (DHCP)”:

IPアドレス/サブネットマスク/デフォルトゲートウェイをDHCPサーバー機能で自動設定します。へ進んでください。

“手動”:

IPアドレス/サブネットマスク/デフォルトゲートウェイを手動で設定できます。ルーターにDHCPサーバー機能がない場合や、ルーターのDHCPサーバー機能を使わないときは、こちらを選び、へ進んでください。

- ③ で“IPアドレス”を選び、 を押す
 ・入力画面が表示されます。

- ④ ~ で数値を入力し、 を押す

- 入力フィールド間の移動には を使ってください。

- “IPアドレス”に関しては、パソコンに設定されているIPアドレスの最後の2桁を、お好みの数値に変更したものを入力してください。(3桁まで入力可能です。)

(例) PCのIPアドレス設定が

“192.168.10.12”のときは、

“192.168.10.223”(223の部分)は12以外のお好みの数値)で設定してください。

- “サブネットマスク”と“デフォルトゲートウェイ”はパソコンと同じ数値で設定してください。

- 入力を間違えたときは、“クリア”を選び、 を押してください。

- 入力を終わったら、“決定”を選び、 を押してください。

- ⑤ 同様に“サブネットマスク”と“デフォルトゲートウェイ”も設定する

2 ネットワークの各種設定が終わったら、 でサブメニューの“決定”を選び、 を押す

3 を何回か押して通常画面に戻す

B DNS-IP設定

1 プライマリDNS/セカンダリDNSを設定する

- ① で“DNS-IP取得方法”を選び、
 を押す

- 取得方法が表示されます。

- ② お好みの取得方法を選び、 を押す
 ・通常は“自動 (DHCP)”を選んでください。

“自動 (DHCP)”:

プライマリDNS/セカンダリDNSをDHCPサーバー機能で自動設定します。へ進んでください。

“手動”:

プライマリDNS/セカンダリDNSを手動で設定できます。ルーターにDHCPサーバー機能がない場合や、ルーターのDHCPサーバー機能を使わないときは、こちらを選び、へ進んでください。

- ③ で“プライマリDNS”を選び、
 を押す

- 入力画面が表示されます。

- ④ ~ で数値を入力し、 を押す

- 入力フィールド間の移動には を使ってください。

- “プライマリDNS”はパソコンの優先DNSサーバーと同じ数値を、“セカンダリDNS”はパソコンの代替DNSサーバーと同じ数値を設定してください。

- 入力を間違えたときは、“クリア”を選び、 を押してください。

- 入力を終わったら、“決定”を選び、 を押してください。

- ⑤ 同様に“セカンダリDNS”も設定する

2 ネットワークの各種設定が終わったら、 でサブメニューの“決定”を選び、 を押す

3 を何回か押して通常画面に戻す

ネットワークの設定をする・つづき

C プロキシ設定

本機をブロードバンド環境でお使いになり、プロバイダーから指示があるときは、この設定を行なってください。

1 プロキシアドレスとプロキシポート番号を設定する

①  で“プロキシ設定”を選び、 を押す

② “有効”を選び、 を押す

・ 入力画面が表示されます。

③ **1**^あ ~ **11**^{ひろ} でアドレスを入力し、入力が終わったら  を押す

・ ポート番号入力画面が表示されます。

- 入力できるのは、英数字と記号のみです。

- “英字 / 記号”入力モードと“数字”入力モードを切り換えるには、 を押します。

- “英字 / 記号”入力モードで、**2**^か_{abc} ~ **9**^ら_{wxyz} を押すと、アルファベットを入力できます。入力したい文字が表示されるまで、繰り返し押してください。

- “英字 / 記号”入力モードで、**10**^{記号} を繰り返し押すと、“.”や“-”などの各種記号を入力できます。

- “数字”入力モードで、**1**^あ ~ **10**^{ひろ} を押すと、1 ~ 9と0を入力できます。

- 入力中の文字を消去するときは、 を押します。

④ **1**^あ ~ **10**^{ひろ} でプロバイダーが指定したポート番号を入力し、 を押すと、自動的にハイライトが“決定”に移動するので、そのまま  を押す

2 ネットワークの各種設定が終わったら、

 でサブメニューの“決定”を選び、 を押す

3 を何回か押して通常画面に戻す

D 接続テスト

1 接続状態を確認する

①  で“接続テスト”を選び、 を押す

- ・ 接続テストが始まります。
- ・ 成功したら、成功メッセージが表示されるので  を押してください。
- ・ 失敗したら、画面にエラーメッセージが表示されるので、画面の指示に従って必要な設定を行なってください。

2 ネットワークの各種設定が終わったら、 でサブメニューの“決定”を選び、 を押す

3 を何回か押して通常画面に戻す

メモ

- ・ プロキシアドレスとは？
ブラウザの代わりに目的のサーバーに接続し、ブラウザにデータを送る中継サーバーのアドレスです。プロバイダーから指定されるアドレスを入力します。(例: proxy_server.ne.jp)
- ・ プロキシポート番号とは？
プロキシアドレスと共に、プロバイダーから指定される番号です。(例: 8000)

番組表 (G ガイド) を受信する

- ・ 番組表 (G ガイド) は放送局から送信されるテレビ放送の番組データを、新聞の番組欄のようにテレビ画面に表示するシステムです。
- ・ 番組表を表示して、見たい番組を選ぶことができます。(録画予約することもできます → 操作編 p.27 ~ 32)

番組表 (G ガイド) の受信 / 表示について

- ・ 番組表を表示するには、
 - ① 本機の電源を入れる、テレビの電源を入れる
 - ・ テレビの入力切換で、テレビの入力を本機が接続されている入力に切り換える
 - ② **放送切換** を押して、お好みの放送の種類を選ぶ
 - ③ **番組表** を押す
-
- ① 現在の日付から8日分の日付表示
 - ② 放送局からのお知らせ
 - ③ 広告詳細表示方法 (広告詳細が表示可能な場合に表示されます)
 - ④ 放送の種類 / 番組表の表示対象
 - ⑤ 放送局の3桁チャンネル番号 / 放送局のロゴ / 放送局名
 - ⑥ 折りたたみ表示 (マルチチャンネルを非表示の場合に表示されます。)
 - ⑦ 現在の日時
 - ⑧ 広告
 - ⑨ 現在視聴中の放送局の映像
 - ⑩ 時間
 - ⑪ 選択中の番組
 - ⑫ ガイド表示
 - ⑬ 選択中の番組の放送日時、かんたんな情報

■ 番組表の表示について

お買い上げ後、すぐには番組表を表示できません。

- ・ “かんたん設定” (チャンネル設定) を済ませていないと番組データが受信できないため、番組表を表示できません。
- ・ 本機は、番組表の表示機能に G ガイドを採用しています。なお、当社は G ガイドを利用した番組表のサービス内容については、関与しておりません。

■ 番組表の受信について

番組データ (G ガイド用のデータを含む) は、本機の電源が「切」 (通電状態) のとき、または本機の電源が「入」で録画中でないときに受信されます。本機の電源が「切」のときに受信すると、本体前面の録画ランプが2秒に1回点滅します。

- ・ 電源コードは抜かずに、通電状態にしておいてください。
- ・ 新しい番組データを受信すると、自動的に番組表の一覧の内容が更新されます。(更新できなかったところは、空欄になるか前回の内容が残ります。) なお、録画中であっても、視聴中や録画中チャンネルの番組データは取得されます。
- ・ 受信には、通常、数十分かかります。
- ・ 午前4時15分に本機の電源が「切」 (通電状態) になっているとき、取得可能な放送局の番組情報が取得されます。この時刻以外にも、電源を「切」にしているときに番組データを取得することがあります。
- ・ ダウンロード更新と番組データの受信が重なったときは、ダウンロード更新が優先されます。
- ・ 番組データの受信中は、動作音が大きくなる場合がありますが、故障ではありません。
- ・ 番組データの受信が完了していなくても本体前面の録画ランプが消灯する場合があります。

■ デジタル放送の番組表について

地上デジタル放送、BS デジタル放送、110度CS デジタル放送の番組表は、それぞれの放送を受信できる環境であれば、それぞれの放送の番組表を表示することができます。(p.10、11)

■ ケーブルテレビ (CATV) の番組表について

ケーブルテレビ (CATV) は、放送や伝送方式により、本機で番組表を受信できないことがあります。その場合は、ご利用のケーブルテレビ会社にご相談ください。(p.13)

● ご注意

- ・ 次のようなときは、番組データを受信できず、番組表が空欄になるか前回の内容が残ります。
 - 録画中のとき。
 - 停電したときや電源コードを抜いたとき。
- ・ 受信状態が良くないときは、番組データを受信できないことがあります。
- ・ 次のようなときは、番組データを新たに受信するまでは番組表が利用できなくなります。
 - チャンネル設定をやり直したとき。
 - 約1週間以上、本機の電源コードを抜いて使用していなかったとき。
- ・ 放送局側の都合により、実際の放送の内容が変更され、番組表の内容と異なることがあります。

HDMI CEC 機能を使う

HDMI CEC 機能とは？

HDMI CEC 対応機器（本機など）と HDMI CEC 対応テレビを HDMI ケーブルでつなぐことで、機器とテレビの連動操作が行なえるようになる機能のことです。本機では、HDMI CEC 機能を使用することで以下のようなことが可能になります。

- 本機の電源を入れて以下の操作を行なうと、テレビが自動的に本機が接続されている HDMI 入力に切り換わります。
 - ▶ を押す、 を押す、 を押す
- HDD を再生視聴中にテレビのチャンネルを変更すると、再生していた HDD は自動的に停止状態になります。
- テレビの電源を切ると、自動的に本機の電源も切れます。ただし、HDD が録画中の場合や、本機が起動処理中の場合は電源が切れません。

HDMI CEC 機能を使うには、以下の手順を行なって“HDMI 機器制御”の設定を“入”にしてください。

>>準備

- 本機と当社製 HDMI CEC 対応テレビをつないでおく（接続のしかたは（p.12）をご覧ください。）
- テレビ側で HDMI CEC の設定をしておく（詳しくはテレビの取扱説明書をご覧ください。）

- 1  を押し、“本体設定” ➡ “HDMI接続設定” ➡ “HDMI機器制御” ➡ “入”の順に選び、 を押す（詳しい操作方法は（操作編 p.66）をご覧ください。）

注意

- 当社製 HDMI CEC 対応機器以外はその動作を保証するものではありません。
- 接続機器によってはお客様の意図しない動作をする場合があります。このようなときは“HDMI 機器制御”を“切”にしてください。

USB-HDD を登録 / 登録解除する

USB-HDD を本機に接続したら、必ず接続した USB-HDD を本機に登録してください。本機に登録していない USB-HDD を使用することはできません。また、未登録の USB-HDD を接続すると、登録設定の確認メッセージが表示されます。その場合は“はい”を選び、「登録する場合」の手順 5 へ進んでください。

>> 準備

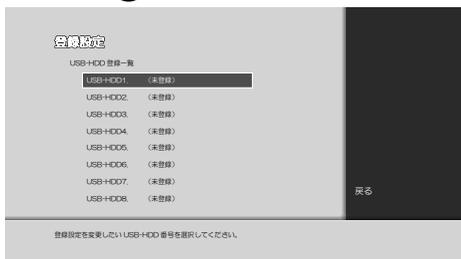
- USB-HDD をつないでおく

- 1 を押して、スタートメニュー画面を表示する
- 2 で、“HDDの管理”を選び、 を押す
- 3 で、“USB-HDDメニュー”を選び、 を押す
- 4 “USB-HDD登録設定”が選ばれているので、そのまま を押す

登録する場合

登録を解除する場合

- 5 “USB-HDD登録一覧”が表示されるので、 で“未登録”と表示されている行を選び、 を押す



- 複数の未登録 USB-HDD を接続している場合、接続している USB-HDD 一覧が表示されますが、一覧では USB-HDD を特定できません。USBHDD は、1 台ずつ接続し登録してください。

- 6 ポップアップ画面が表示されるので、 で“USB-HDDを本機に登録する”を選び、 を押す

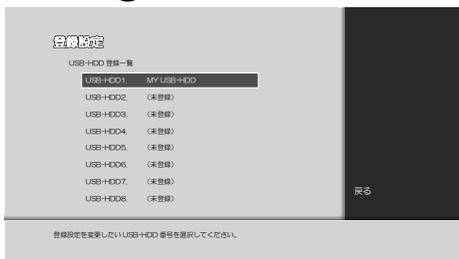
USB-HDD1. (未登録)
USB-HDD名.

USB-HDD を本機に登録する
USB-HDD 登録設定をやめる

- 確認メッセージが表示されるので、問題なければ で“はい”を選び、 を押してください。



- 5 “USB-HDD登録一覧”が表示されるので、 で登録を解除したい USB-HDD を選び、 を押す



- 6 ポップアップ画面が表示されるので、 で“USB-HDDの登録を解除する”を選び、 を押す

USB-HDD1. 登録済み
USB-HDD名. MY USB-HDD

USB-HDD の登録を解除する
USB-HDD 登録設定をやめる

- 確認メッセージが表示されるので、問題なければ で“はい”を選び、 を押してください。



USB-HDD を登録 / 登録解除する・つづき

前ページからのつづき



USB-HDD を本機に登録します。
USB-HDD は初期化され、全てのデータが削除されます。
よろしいですか？

はい
いいえ



初期化・登録をすると、本機に接続した状態でも
使用できなくなります。
本当に登録してよろしいですか？

はい
いいえ



USB-HDD の初期化が完了しました。
引き続き、USB-HDD 名を設定を行いますか？
(USB-HDD 名は、あとから「USB-HDD メニュー」からも
設定できます。)

はい
いいえ

前ページからのつづき



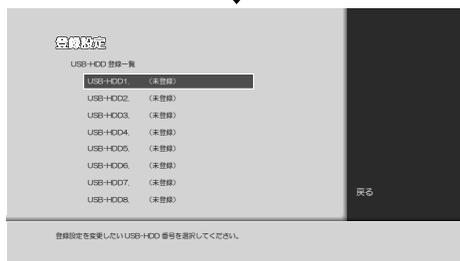
USB-HDD の登録を解除します。
選択した USB-HDD では、記録した番組の再生や
ダビングができなくなります。
よろしいですか？

はい
いいえ



解除する USB-HDD は間違いないですか？
解除すると元に戻せません。
本当に実行してよろしいですか？

はい
いいえ



- 7 引き続き登録したUSB-HDDの名称を設定するなら  で“はい”を、あとにするなら“いいえ”を選び、 を押す

 “はい”を選んだ場合
→ 手順 8 へ進む

 “いいえ”を選んだ場合
→ 登録を完了して通常画面へ戻ります。

- あとで名前を変更する場合は、「USB-HDDの名前を変更する」(操作編 p.58) をご覧ください。

- 8 編集画面が表示されるので名前を入力し、 を押す

- 確認メッセージが表示されるので  で“はい”を選び、 を押してください。
- 文字の入力方法については、「文字入力のしかた」(操作編 p.50) をご覧ください。



前ページからのつづき



9 設定が終わったら、 を何度か押して、通常画面に戻す

注意

- USB-HDD を本機へ登録するときは、本機専用フォーマットで初期化します。過去の保存データはすべて消去されます。
- 本機への登録を解除した USB-HDD は、録画も再生もできなくなります。登録を解除した USB-HDD を、もう一度本機に登録する場合も本機専用フォーマットで初期化しますので、タイトルはすべて消去されます。登録を解除する USB-HDD は、間違えないように注意してください。
- USB-HDD に録画した番組を再生できるのは、本機だけです。他の当社製レコーダー（同じ型番のレコーダーも含みます）や USB-HDD 対応テレビ、パソコンなどにつないでも、再生できません。
- USB-HDD は、8 台まで本機に登録できます。
- USB ハブを使うと、4 台まで接続することができます。(USB-HDD に 2 番組同時録画できません。)

使用上のお願い 必ずお読みください

■ 免責事項について

- 火災、地震や雷などの自然災害、第三者による行為、その他の事故、お客様の故意または過失、誤用、その他異常な条件下での使用によって生じた障害に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 本製品の使用または使用不能から生ずる付随的な障害（事業利益の損失、事業の中断）に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 取扱説明書の記載内容を守らないことによって生じた損害に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 当社が関与しない接続機器、ソフトウェアなどとの意図しない組み合わせによる誤動作やハングアップ（操作不能）などから生じた損害に関して、当社は一切の責任を負いません。

HDD（内蔵ハードディスク）および USB-HDD（外付けハードディスク）についての重要なお願い

本機にはハードディスク（HDD）が内蔵されています。USB-HDD を本機に接続して使用することもできます。これらの HDD は衝撃や振動、温度などの周囲の環境の変化による影響を受けやすく、記録されているデータが損なわれることがありますので以下のことにお気をつけください。

- 振動や衝撃を与えないでください。（特に動作中）
- 振動する場所や不安定な場所で使用しないでください。
- 本機は水平に置いてください。USB-HDD は、メーカーの指示に従って置いてください。
- 背面の内部冷却用ファンの通風孔を、ふさがないでください。
- 温度の高いところや急激な温度変化のある場所では使用しないでください。
- 電源を入れたままの状態でも電源プラグをコンセントから抜かないでください。
- 録画や再生の動作中に電源プラグをコンセントから抜いたり、本機設置場所のプレーカーを落としたりしないでください。電源プラグは、必ず電源ボタンを押して、終了処理が終わり、完全に電源が切れてから抜くようにしてください。録画中に電源プラグを抜いたりプレーカーを落としたりすると、これまで記録されたデータはすべて失われることがあります。
- 衝撃・振動・誤動作および故障や修理などによって生じた記録データの損壊、喪失について、当社は一切の責任を負いません。

HDD は非常に精密な機器で、使用状況によっては部分的な破損や、最悪の場合データの読み書きができなくなるおそれも十分にあります。このため HDD は、録画した内容の恒久的な保存場所ではなく、あくまでも一度見るまでの、一時的な保存場所として使用してください。大切な録画（録音）内容は、万が一に備えて USB-HDD にダビングし、分散しておくことをおすすめします。ただし、恒久的な保存場所として保証するものではありません。

また、HDD 内に壊れかけている部分があると、録画した場合には、その部分にブロックノイズ（四角いノイズ）が出たり、音声の乱れが発生することがあります。そのまま放置すると、ノイズや乱れが激しくなってきた、最悪の場合、HDD 全体が使えなくなってしまうおそれがあります。パソコンと同様に、HDD は壊れやすい要因を多分に含んだ特殊な部品です。

■ 取扱いに関すること

- 非常時を除いて、電源が入っている状態では絶対に電源プラグをコンセントから抜かないでください。故障の原因となります。
- “高速起動”を設定している時間帯はコンセントは抜かないでください。故障の原因となります。
- 引っ越しなど、遠くへ運ぶときは、傷がつかないように毛布などでくるんでください。また、衝撃や振動をあたえないでください。
- 殺虫剤や揮発性のものをかけたりしないでください。また、ゴムやビニール製品などを長時間接触させないでください。変色したり、塗装がはげたりする原因となります。
- たばこの煙や煙を出すタイプの殺虫剤、ほこりなどが機器内部にはいると故障の原因になります。
- 長時間ご使用になっていると上面や背面が多少熱くなりますが、故障ではありません。
- 本機は精密電子機器です。長くご愛用いただくためにできるだけ丁寧に取扱ってください。

■ 使用しないときは

- ふだん使用しないとき電源を切っておいてください。
- 長期間使用しないとき電源プラグを抜いてください。

■ 置き場所に関すること

- 本機は水平で安定した場所に設置してください。ぐらぐらする机や傾いている所など不安定な場所で使わないでください。故障の原因となります。本機を設置する場所は、本機の高さが十分に耐えられることを確認してください。また本機が落下した場合に、けがの原因となるため、高い場所への設置はしないでください。
- 本機をテレビやラジオなどの他機の近くに置くと、お互いの機器が悪影響を与え合ったり、映像や音声か乱れることがあります。万一、このような症状が発生した場合は他機からできるだけ離してください。
- 直射日光のあたる場所、熱器具の近くなど温度が高くなる場所や、熱源になるような機器の上には置かないでください。故障の原因になります。

■ お手入れに関すること

- お手入れの際は、本機の電源プラグをコンセントから抜いて行ってください。
- 本体のよごれはやわらかい布（ガーゼ等）で軽く拭き取ってください。ティッシュペーパーや硬い布は使わないでください。
- ベンジンやシンナー等有機溶剤、石油類は絶対に使用しないでください。本体表面を変質させます。
- 油污れ等が付いたときは、弱い中性洗剤を薄めたものを柔らかい布に含ませたものを固く絞って使用し、その後、温水を含ませて固く絞った布で十分に拭き取ってください。ただし、わずかに表面が変質する事がある事は予めご承知ください。

■ 本機は日本国内（AC100V）専用です

- 本機を使用できるのは日本国内だけです。（日本国内以外のアフターサービスもできません。）外国では電源電圧が異なりますので使えません。
This recorder is designed for use in Japan only and cannot be used in any other countries.

■ アンテナについて

- 画像や音声はアンテナの電波受信状況によって大きく左右されます。
- 本機を接続した場合、電波の弱い地域では、受信状態が悪くなる場合があります。この場合は購入店にご相談されるか、別売のアンテナブースターのご使用をご検討ください。アンテナブースターをご使用になる場合は、アンテナブースターの取扱説明書をご覧ください。
- 設置場所や電波障害の影響がある場合は改善されません。
- 接続ケーブルやコネクターの接触不良が無いように十分確認してください。

■ たいせつな録画・録音・編集について

- たいせつな録画・録音・編集の場合は、事前に試し録画・録音・編集を行ない、正しくできることを確かめておいてください。本機を使用中、万一何らかの不具合によって、録画・録音・編集されなかった場合の内容の補償および付随的な損害（事業利益の損失、事業の中断など）に対して、当社は一切の責任を負いません。
- 本機の動作中に電源プラグを抜くと、記録内容がすべて消える場合がありますので、ご注意ください。
- 悪天候による電波の受信状態や、放送チャンネルおよび番組によっては、映像が乱れたり、音が割れたり、飛んだりすることがあります。
- 放送番組によっては録画制限（録画禁止など）があるものがあります。この場合、予約をしても録画が実行できない場合があります。

■ 停電について

- 本機の録画中に停電があった場合その内容は保存されない場合があります。また、録画以外の操作をしているときに停電があった場合も、保存済みの内容が読み出せなくなることがあります。
- USB-HDD への予約録画中に停電があった場合、接続機器によっては停電復帰後の予約録画の続きは HDD へ録画する場合があります。

■ 本体前面の録画ランプが 2 秒に 1 回点滅したときには

- デジタル放送用の番組表の番組情報を取得中、またはダウンロード更新中です。
- 番組情報や番組データを取得中以外にも、情報整理をするために点滅することがあります。
- 番組情報や番組データの取得中（本体前面の録画ランプが点滅中）は、動作音が大きくなる場合がありますが、故障ではありません。

■ 再生するときの制約

- ボタン操作中にテレビ画面に「」が表示されることがあります。「」が表示されたときは、本機がその操作ができないことを示します。

■ 録画・録音するときの制約

- HDD に録画したコピーワンスの映像は、USB-HDD（外付けハードディスク）へのダビング（移動）は可能ですが、ダビング（コピー）はできません。HDD に録画したダビング 10 タイトルは、USB-HDD（外付けハードディスク）へのダビング（移動またはコピー）が可能ですが、回数制限があります。コピーワンス、ダビング 10 ともにダビングの際やその他の編集制限があります。ダビング 10 及び条件については、(p.42) をご覧ください。

■ ソフトウェアの変更について

- 本機は品質について万全を期しておりますが、本体内部のソフトウェアを変更して、品質や性能をさらに改善する場合があります。また、本機の“自動ダウンロード”を“自動更新する”の状態に設定しておくこと、放送電波（地上デジタル放送または BS デジタル放送を受信できる環境と設定が必要です）の中に入れたれたソフトウェアを受信することによって、自動的にソフトウェアをバージョンアップさせることができます。（お買い上げ時は、“自動更新する”の状態に設定されています。）ソフトウェアのバージョンアップや“自動ダウンロード”については、(p.26) をご覧ください。ソフトウェアのバージョンアップ中は電源を切ったり電源プラグをコンセントから抜いたりしないでください。

■ 地上デジタル放送について

- 地上デジタル放送を受信するには、本機のほかに地上デジタル放送に対応した UHF アンテナが必要です。（ほかに混合器や分波器が必要な場合もあります。）
- 地上デジタル放送の特長
 - ① デジタルハイビジョン放送を中心とした高画質・多チャンネル放送
 - ② 高音質放送（MPEG-2 AAC 方式）
 - ③ コーストの影響を受けにくいので、画像が鮮明
 - ④ データ放送や双方向通信サービス（通常の番組に加えて、地域に密着したニュースや天気予報などのデータ放送が予定されています。また、インターネット回線を使った双方向通信サービスによって、オンラインショッピングや視聴者参加型のクイズ番組なども予定されています。）
 - ⑤ 移動体受信・部分受信サービス（本機では部分受信サービスは受信できません。）

■ 結露（露付き）について

結露は本機を傷めます。よくお読みください。

- 例えば、よく冷えたビールをコップにつくと、コップの表面に水滴がつきます。これを“結露（露付き）”といいます。この現象と同じように、本機内部の部品などに水滴がつくことがあります。

“結露”はこんなときおきます。

- 本機を寒いところから、急に暖かいところに移動したとき
- 暖房を始めたばかりの部屋や、エアコンなどの冷風が直接あたるところに置いたとき
- 夏季に、冷房のきいた部屋・車内などから急に温度・湿度の高いところに移動したとき
- 湯気が立ちこめるなど、湿気の多い部屋に置いたとき

結露がおきそうなときは、本機をすぐにご使用にならないでください。

- 結露がおきた状態で本機をお使いになりますと、部品を傷めることがあります。本機の電源プラグをご家庭のコンセントに接続し電源を入れておくと、本機があたたまり水滴がとれますので、しばらく放置してからご使用ください。

使用上のお願い・つづき

■ 本機の廃棄、または他の人に譲渡するとき

廃棄の際は、地方自治体の条例または規則にしたがってください。

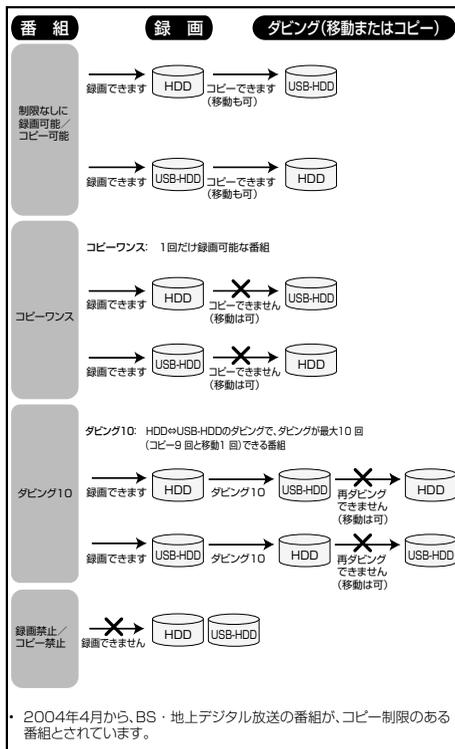
- 本機には、各種機能の設定時に入力したお客様の個人情報記録されます。本機を廃棄・譲渡などする場合には、各種「初期化」（操作編 p.69）を行ない、パスワードや個人情報なども含めて、初期化することをおすすめします。なお、放送番組などを録画・保存したままで譲渡すると、著作権を侵害するおそれがありますのでご注意ください。また、お客様または第三者が本機の操作を誤ったとき、または故障・修理のときなどに本機に保存されたデータなどが変化・消失する恐れがあります。これらの場合について、当社は責任を負いません。
- B-CAS カードの廃棄に関しては「B-CAS カード使用許諾契約約款」にしたがってください。

■ 著作権について

- 本機は、Rovi Corporation ならびに他の権利者が保有する米国特許およびその他の知的財産権で保護された著作権保護技術を採用しています。この著作権保護技術の使用は Rovi Corporation の認可が必要であり、Rovi Corporation の認可なしでは、一般家庭用または他のかざられた視聴用だけに使用されるようになっていきます。改造または分解は禁止されています。
- 本機は、コピーガード（複製防止）機能を搭載しており、著作権者などによって複製を制限するコピー制御信号が記録されている放送番組を録画することはできません。
- HDMI と HDMI High-Definition Multimedia Interface 用語および HDMI ロゴは、米国およびその他の国々において、HDMI Licensing LLC の商標または登録商標です。
- ロヴィ、Rovi、G ガイド、G-GUIDE、および G ガイドロゴは、米国 Rovi Corporation および/またはその関連会社の日本国内における商標または登録商標です。G ガイドは、米国 Rovi Corporation および/またはその関連会社のライセンスに基づいて生産しております。米国 Rovi Corporation およびその関連会社は、G ガイドが供給する放送番組内容および番組スケジュール情報の精度に関しては、いかなる責任も負いません。また、G ガイドに関連する情報・機器・サービスの提供または使用に関わるいかなる損害、損失に対しても責任を負いません。
- 本製品は、AVC Patent Portfolio License に基づきライセンスされており、お客さまが個人的かつ非営利目的において以下に記載する行為にかかわる個人使用を除いてはライセンスされていません。
 - AVC 規格に準拠する動画を記録する場合
 - 個人的かつ非営利活動に従事する消費者によって記録された AVC 規格に準拠する動画を再生する場合
 - ライセンスを受けた提供者から入手された AVC 規格に準拠する動画を再生する場合
 詳細については米国法人 MPEG LA, LLC (<http://www.mpegla.com>) をご参照ください。
- その他に記載されている会社名、ブランド名、ロゴ、製品名、機能名などは、それぞれの会社の商標または登録商標です。

■ ダビング 10 番組について

ダビング 10 番組（以下、ダビング 10）とは、HDD と USB-HDD 間でダビングするときに、最大 10 回（コピー 9 回と移動 1 回）ダビングできるデジタル放送番組のことです。



ダビングについて詳しくは（操作編 p.60～64）をご覧ください。

参考資料

アスペクト比（画面比）について

アスペクト比とは、映像を構成する画面（映像）サイズの幅と高さの比で、4:3 放送とワイド放送があります。放送の収録時にはこれらの異なるアスペクト比の素材が存在し、テレビ側でこのアスペクト比を変換して表示しています。

接続するテレビ	「TV 画面選択」	画面の見えかた (上：4：3 放送の場合、下：ワイド放送の場合)
 <p>16：9のテレビ</p>	「4：3 レターボックス」	 画面全体に表示します。  上下方向に黒い帯を表示します。
	「4：3 パンスキャン」	 画面全体に表示します。  左右を一部カットして表示します。
	「16：9 ワイド」	 画面全体に表示します。  正しく表示します。
	「16：9 シュリンク」	 4：3 を維持して、縮小表示します。  正しく表示します。
	「4：3 レターボックス」	 正しく表示します。  上下方向に黒い帯を表示します。
 <p>4：3のテレビ</p>	「4：3 パンスキャン」	 正しく表示します。  左右を一部カットして表示します。
	「16：9 ワイド」	 正しく表示します。  16：9 を 4：3 に縮小表示します。
	「16：9 シュリンク」	 縮小表示します。  16：9 を 4：3 に縮小表示します。

メモ

- HDMI 端子から 1080i/720p/1080p で出力している場合は、「TV 画面選択」設定にかかわらず、16：9 シュリンク設定のみ有効です。
- 放送内容や再生するタイトルによっては、この表のとおり映像が表示されない場合があります。

参考資料・つづき

本機で使われるソフトウェアのライセンス情報

本内容はライセンス情報のため、操作には関係ありません。

本機に組み込まれたソフトウェアは、複数の独立したソフトウェアコンポーネントで構成され、個々のソフトウェアコンポーネントは、それぞれに第三者の著作権が存在します。

本機は、第三者が規定したエンドユーザーライセンスアグリーメントあるいは著作権通知（以下、「EULA」といいます）に基づきフリーソフトウェアとして配布されるソフトウェアコンポーネントを使用しております。

ご購入いただいた本機は、製品として、弊社所定の保証をいたします。

ただし、「EULA」に基づいて配布されるソフトウェアコンポーネントには、著作権者または弊社を含む第三者の保証がないことを前提に、お客様がご自身でご利用になられることが認められるものがあります。この場合、当該ソフトウェアコンポーネントは無償でお客様に使用許諾されますので、適用法令の範囲内で、当該ソフトウェアコンポーネントの保証は一切ありません。著作権やその他の第三者の権利等については、一切の保証がなく、「as is」（現状）の状態で、かつ、明示が黙示であるかを問わず一切の保証をつけず、当該ソフトウェアコンポーネントが提供されます。ここでいう保証とは、市場性や特定目的適合性についての黙示の保証も含まれますが、それに限定されるものではありません。

当該ソフトウェアコンポーネントの品質や性能に関するすべてのリスクは

お客様が負うものとします。また、当該ソフトウェアコンポーネントに欠陥があるとわかった場合、それに伴う一切の派生費用や修理・訂正に要する費用は、DXアンテナは一切の責任を負いません。適用法令の定め、または書面による合意がある場合を除き、著作権者や上記許諾を受けて当該ソフトウェアコンポーネントの変更・再配布を為し得る者は、当該ソフトウェアコンポーネントを使用したこと、または使用できないことに起因する一切の損害についてはなんらの責任も負いません。著作権者や第三者が、そのような損害の発生する可能性について知らされていた場合でも同様です。なお、ここでいう損害には、通常損害、特別損害、偶発損害、間接損害が含まれます（データの消失、またはその正確さの喪失、お客様や第三者が被った損失、他のソフトウェアとのインタフェースの不適合化等も含まれますが、これに限定されるものではありません）。当該ソフトウェアコンポーネントの使用条件や遵守いただくなければならない事項等の詳細は、各「EULA」をお読みください。

本機に組み込まれた「EULA」の対象となるソフトウェアコンポーネントは、以下のとおりです。これらソフトウェアコンポーネントをお客様自身でご利用いただく場合は、対応する「EULA」をよく読んでから、ご利用くださるようお願いいたします。なお、各「EULA」はDXアンテナ以外の第三者による規定であるため、原文を記載します。

本機で使われるフリーソフトウェアコンポーネントに関するエンドユーザーライセンスアグリーメント 原文

Program name	EULA
linux	Exhibit A
busybox	Exhibit A
dhcpcd	Exhibit A
directfb	Exhibit B
glibc	Exhibit B

Program name	EULA
gmp	Exhibit B
Free Type	Exhibit C
LibJPEG	Exhibit C
Open SSL	Exhibit C

- Reverse engineering, disassembling, decompiling, dismantling, or otherwise attempting to analyze or modify the software included in this product is prohibited.

Exhibit A

GPL

GNU GENERAL PUBLIC LICENSE
Version 2, June 1991

Copyright (C) 1989, 1991 Free Software Foundation, Inc. 51 Franklin Street, Fifth Floor, Boston, MA 02110-1301, USA
Everyone is permitted to copy and distribute verbatim copies of this license document, but changing it is not allowed.

Preamble

The licenses for most software are designed to take away your freedom to share and change it. By contrast, the GNU General Public License is intended to guarantee your freedom to share and change free software—to make sure the software is free for all its users. This General Public License applies to most of the Free Software Foundation's software and to any other program whose authors commit to using it. (Some other Free Software Foundation software is covered by the GNU Lesser General Public License instead.) You can apply it to your programs, too.

When we speak of free software, we are referring to freedom, not price. Our General Public Licenses are designed to make sure that you have the freedom to distribute copies of free software (and charge for this service if you wish), that you receive source code or can get it if you want it, that you can change the software or use pieces of it in new free programs; and that you know you can do these things.

To protect your rights, we need to make restrictions that forbid anyone to deny you these rights or to ask you to surrender the rights. These restrictions translate to certain responsibilities for you if you distribute copies of the software, or if you modify it.

For example, if you distribute copies of such a program, whether gratis or for a fee, you must give the recipients all the rights that you have. You must make sure that they, too, receive or can get the source code. And you must show them these terms so they know their rights.

We protect your rights with two steps: (1) copyright the software, and (2) offer you this

license which gives you legal permission to copy, distribute and/or modify the software.

Also, for each author's protection and ours, we want to make certain that everyone understands that there is no warranty for this free software. If the software is modified by someone else and passed on, we want its recipients to know that what they have is not the original, so that any problems introduced by others will not reflect on the original authors' reputations.

Finally, any free program is threatened constantly by software patents. We wish to avoid the danger that redistributors of a free program will individually obtain patent licenses, in effect making the program proprietary. To prevent this, we have made it clear that any patent must be licensed for everyone's free use or not licensed at all.

The precise terms and conditions for copying, distribution and modification follow.

TERMS AND CONDITIONS FOR COPYING, DISTRIBUTION AND MODIFICATION

0. This License applies to any program or other work which contains a notice placed by the copyright holder saying it may be distributed under the terms of this General Public License. The "Program", below, refers to any such program or work, and a "work based on the Program" means either the Program or any derivative work under copyright law; that is to say, a work containing the Program or a portion of it, either verbatim or with modifications and/or translated into another language. (Hereinafter, translation is included without limitation in the term "modification".) Each licensee is addressed as "you".

Activities other than copying, distribution and modification are not covered by this License; they are outside its scope. The act of running the Program is not restricted, and the output from the Program is covered only if its contents constitute a work based on the Program (independent of having been made by running the Program). Whether that is true depends on what the Program does.

1. You may copy and distribute verbatim copies of the Program's source code as you receive it, in any medium, provided that you conspicuously and appropriately publish on each copy an appropriate copyright notice and disclaimer of warranty; keep intact all the notices that refer to this License and to the absence of any warranty; and give any other

recipients of the Program a copy of this License along with the Program.

You may charge a fee for the physical act of transferring a copy, and you may at your option offer warranty protection in exchange for a fee.

2. You may modify your copy or copies of the Program or any portion of it, thus forming a work based on the Program, and copy and distribute such modifications or work under the terms of Section 1 above, provided that you also meet all of these conditions:
 - a) You must cause the modified files to carry prominent notices stating that you changed the files and the date of any change.
 - b) You must cause any work that you distribute or publish, that in whole or in part contains or is derived from the Program or any part thereof, to be licensed as a whole at no charge to all third parties under the terms of this License.
 - c) If the modified program normally reads commands interactively when run, you must cause it, when started running for such interactive use in the most ordinary way, to print or display an announcement including an appropriate copyright notice and a notice that there is no warranty (or else, saying that you provide a warranty) and that users may redistribute the program under these conditions, and telling the user how to view a copy of this License. (Exception: if the Program itself is interactive but does not normally print such an announcement, your work based on the Program is not required to print an announcement.)

These requirements apply to the modified work as a whole. If identifiable sections of that work are not derived from the Program, and can be reasonably considered independent and separate works in themselves, then this License, and its terms, do not apply to those sections when you distribute them as separate works. But when you distribute the same sections as part of a whole which is a work based on the Program, the distribution of the whole must be on the terms of this License, whose permissions for other licenses extend to the entire whole, and thus to each and every part regardless of who wrote it.

Thus, it is not the intent of this section to claim rights or contest your rights to work written entirely by you; rather, the intent is to exercise the right to control the distribution of derivative or collective works based on the Program.

In addition, mere aggregation of another work not based on the Program with the Program (or with a work based on the Program) on a volume of a storage or distribution medium does not bring the other work under the scope of this License.

3. You may copy and distribute the Program (or a work based on it, under Section 2) in object code or executable form under the terms of Sections 1 and 2 above provided that you also do one of the following:

- a) Accompany it with the complete corresponding machine-readable source code, which must be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange; or,
- b) Accompany it with a written offer, valid for at least three years, to give any third party, for a charge no more than your cost of physically performing source distribution, a complete machine-readable copy of the corresponding source code, to be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange; or,
- c) Accompany it with the information you received as to the offer to distribute corresponding source code. (This alternative is allowed only for noncommercial distribution and only if you received the program in object code or executable form with such an offer, in accord with Subsection b) above.)

The source code for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. For an executable work, complete source code means all the source code for all modules it contains, plus any associated interface definition files, plus the scripts used to control compilation and installation of the executable. However, as a special exception, the source code distributed need not include anything that is normally distributed (in either source or binary form) with the major components (compiler, kernel, and so on) of the operating system on which the executable runs, unless that component itself accompanies the executable.

If distribution of executable or object code is made by offering access to copy from a designated place, then offering equivalent access to copy the source code from the same place counts as distribution of the source code, even though third parties are not compelled to copy the source along with the object code.

4. You may not copy, modify, sublicense, or distribute the Program except as expressly provided under this License. Any attempt otherwise to copy, modify, sublicense or distribute the Program is void, and will automatically terminate your rights under this License. However, parties who have received copies, or rights, from you under this License will not have their licenses terminated so long as such parties remain in full compliance.
5. You are not required to accept this License, since you have not signed it. However, nothing else grants you permission to modify or distribute the Program or its derivative works. These actions are prohibited by law if you do not accept this License. Therefore, by modifying or distributing the Program (or any work based on the Program), you indicate your acceptance of this License to do so, and all its terms and conditions for copying, distributing or modifying the Program or works based on it.
6. Each time you redistribute the Program (or any work based on the Program), the recipient automatically receives a license from the original licensor to copy, distribute or modify the Program subject to these terms and conditions. You may not impose any further restrictions on the recipients' exercise of the rights granted herein. You are not responsible for enforcing compliance by third parties to this License.
7. If, as a consequence of a court judgment or allegation of patent infringement or for any other reason (not limited to patent issues), conditions are imposed on you (whether by court order, agreement or otherwise) that contradict the conditions of this License, they do not excuse you from the conditions of this License. If you cannot distribute so as to satisfy simultaneously your obligations under this License and any other pertinent obligations, then as a consequence you may not distribute the Program at all. For example, if a patent license would not permit royalty-free redistribution of the Program by all those who receive copies directly or indirectly through you, then the only way you

could satisfy both it and this License would be to refrain entirely from distribution of the Program.

If any portion of this section is held invalid or unenforceable under any particular circumstance, the balance of the section is intended to apply and the section as a whole is intended to apply in other circumstances.

It is not the purpose of this section to induce you to infringe any patents or other property right claims or to contest validity of any such claims; this section has the sole purpose of protecting the integrity of the free software distribution system, which is implemented by public license practices. Many people have made generous contributions to the wide range of software distributed through this system in reliance on consistent application of that system; it is up to the author/donor to decide if he or she is willing to distribute software through any other system and a licensee cannot impose that choice.

This section is intended to make thoroughly clear what is believed to be a consequence of the rest of this License.

8. If the distribution and/or use of the Program is restricted in certain countries either by patents or by copyrighted interfaces, the original copyright holder who places the Program under this License may add an explicit geographical distribution limitation excluding those countries, so that distribution is permitted only in or among countries not thus excluded. In such case, this License incorporates the limitation as if written in the body of this License.
9. The Free Software Foundation may publish revised and/or new versions of the General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns.

Each version is given a distinguishing version number. If the Program specifies a version number of this License which applies to it and "any later version", you have the option of following the terms and conditions either of that version or of any later version published by the Free Software Foundation. If the Program does not specify a version number of this License, you may choose any version ever published by the Free Software Foundation.

10. If you wish to incorporate parts of the Program into other free programs whose distribution conditions are different, write to the author to ask for permission. For software which is copyrighted by the Free Software Foundation, write to the Free Software Foundation; we sometimes make exceptions for this. Our decision will be guided by the two goals of preserving the free status of all derivatives of our free software and of promoting the sharing and reuse of software generally.

NO WARRANTY

11. BECAUSE THE PROGRAM IS LICENSED FREE OF CHARGE, THERE IS NO WARRANTY FOR THE PROGRAM, TO THE EXTENT PERMITTED BY APPLICABLE LAW, EXCEPT WHEN OTHERWISE STATED IN WRITING THE COPYRIGHT HOLDERS AND/OR OTHER PARTIES PROVIDE THE PROGRAM "AS IS" WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. THE ENTIRE RISK AS TO THE QUALITY AND PERFORMANCE OF THE PROGRAM IS WITH YOU. SHOULD THE PROGRAM PROVE DEFECTIVE, YOU ASSUME THE COST OF ALL NECESSARY SERVICING, REPAIR OR CORRECTION.

12. IN NO EVENT UNLESS REQUIRED BY APPLICABLE LAW OR AGREED TO IN WRITING WILL ANY COPYRIGHT HOLDER, OR ANY OTHER PARTY WHO MAY MODIFY AND/OR REDISTRIBUTE THE PROGRAM AS PERMITTED ABOVE, BE LIABLE TO YOU FOR DAMAGES, INCLUDING ANY GENERAL, SPECIAL, INCIDENTAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES ARISING OUT OF THE USE OR INABILITY TO USE THE PROGRAM (INCLUDING BUT NOT LIMITED TO LOSS OF DATA OR DATA BEING RENDERED INACCURATE OR LOSSES SUSTAINED BY YOU OR THIRD PARTIES OR A FAILURE OF THE PROGRAM TO OPERATE WITH ANY OTHER PROGRAMS), EVEN IF SUCH HOLDER OR OTHER PARTY HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.

END OF TERMS AND CONDITIONS How to Apply These Terms to Your New Programs

If you develop a new program, and you want it to be of the greatest possible use to the public, the best way to achieve this is to make it free software which everyone can redistribute and change under these terms.

To do so, attach the following notices to the program. It is safest to attach them to the start of each source file to most effectively convey the exclusion of warranty; and each file should have at least the "copyright" line and a pointer to where the full notice is found.

one line to give the program's name and an idea of what it does.
Copyright (C) yyyy _name of author

This program is free software; you can redistribute it and/or modify it under the terms of the GNU General Public License as published by the Free Software Foundation; either version 2 of the License, or (at your option) any later version.

This program is distributed in the hope that it will be useful, but WITHOUT ANY WARRANTY; without even the implied warranty of MERCHANTABILITY or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. See the GNU General Public License for more details.

You should have received a copy of the GNU General Public License along with this program; if not, write to the Free Software Foundation, Inc., 51 Franklin Street, Fifth Floor, Boston, MA 02110-1301, USA.

Also add information on how to contact you by electronic and paper mail.

If the program is interactive, make it output a short notice like this when it starts in an interactive mode:

Gnomovision version 69, Copyright (C) year name of author Gnomovision comes with ABSOLUTELY NO WARRANTY; for details type 'show w'. This is free software, and you are welcome to redistribute it under certain conditions; type 'show c' for details.

参考資料・つづき

The hypothetical commands 'show w' and 'show c' should show the appropriate parts of the General Public License. Of course, the commands you use may be called something other than 'show w' and 'show c'; they could even be mouse-clicks or menu items—whatever suits your program.

You should also get your employer (if you work as a programmer) or your school, if any, to sign a "copyright disclaimer" for the program, if necessary. Here is a sample; alter the names:

Yoyodyne, Inc., hereby disclaims all copyright interest in the program "Gnomovision" (which makes passes at compilers) written by James Hacker.

signature of Ty Coon, 1 April 1989
Ty Coon, President of Vice

This General Public License does not permit incorporating your program into proprietary programs. If your program is a subroutines library, you may consider it more useful to permit linking proprietary applications with the library. If this is what you want to do, use the GNU Lesser General Public License instead of this License.

Exhibit B

LGPL

GNU LESSER GENERAL PUBLIC LICENSE
Version 2.1, February 1999

Copyright (C) 1991, 1999 Free Software Foundation, Inc., 51 Franklin Street, Fifth Floor, Boston, MA 02110-1301 USA Everyone is permitted to copy and distribute verbatim copies of this license document, but changing it is not allowed.

[This is the first released version of the Lesser GPL. It also counts as the successor of the GNU Library Public License, version 2, hence the version number 2.1.]

Preamble

The licenses for most software are designed to take away your freedom to share and change it. By contrast, the GNU General Public Licenses are intended to guarantee your freedom to share and change free software—to make sure the software is free for all its users.

This license, the Lesser General Public License, applies to some specially designated software packages—typically libraries—of the Free Software Foundation and other authors who decide to use it. You can use it too, but we suggest you first think carefully about whether this license or the ordinary General Public License is the better strategy to use in any particular case, based on the explanations below.

When we speak of free software, we are referring to freedom of use, not price. Our General Public Licenses are designed to make sure that you have the freedom to distribute copies of free software (and charge for this service if you wish); that you receive source code or can get it if you want it; that you can change the software and use pieces of it in new free programs; and that you are informed that you can do these things.

To protect your rights, we need to make restrictions that forbid distributors to deny you these rights or to ask you to surrender these rights. These restrictions translate to certain responsibilities for you if you distribute copies of the library or if you modify it.

For example, if you distribute copies of the library, whether gratis or for a fee, you must give the recipients all the rights that we gave you. You must make sure that they, too, receive or can get the source code. If you link other code with the library, you must provide complete object files to the recipients, so that they can relink them with the library after making changes to the library and recompiling it. And you must show them these terms so they know their rights.

We protect your rights with a two-step method: (1) we copyright the library, and (2) we offer you this license, which gives you legal permission to copy, distribute and/or modify the library.

To protect each distributor, we want to make it very clear that there is no warranty for the free library. Also, if the library is modified by someone else and passed on, the recipients should know that what they have is not the original version, so that the original author's reputation will not be affected by problems that might be introduced by others.

Finally, software patents pose a constant threat to the existence of any free program. We wish to make sure that a company cannot effectively restrict the users of a free program by obtaining a restrictive license from a patent holder. Therefore, we insist that any patent license obtained for a version of the library must be consistent with the full freedom of use specified in this license.

Most GNU software, including some libraries, is covered by the ordinary GNU General Public License. This license, the GNU Lesser General Public License, applies to certain designated libraries, and is quite different from the ordinary General Public License. We use this license for certain libraries in order to permit linking those libraries into non-free programs.

When a program is linked with a library, whether statically or using a shared library, the combination of the two is legally speaking a combined work, a derivative of the original library. The ordinary General Public License therefore permits such linking only if the entire combination fits its criteria of freedom. The Lesser General Public License permits more lax criteria for linking other code with the library.

We call this license the "Lesser" General Public License because it does less to protect the user's freedom than the ordinary General Public License. It also provides other free software developers less of an advantage over competing non-free programs. These disadvantages are the reason we use the ordinary General Public License for many libraries. However, the Lesser License provides advantages in certain special circumstances.

For example, on rare occasions, there may be a special need to encourage the widest possible use of a certain library, so that it becomes a de-facto standard. To achieve this, non-free programs must be allowed to use the library. A more frequent case is that a free

library does the same job as widely used non-free libraries. In this case, there is little to gain by limiting the free library to free software only, so we use the Lesser General Public License.

In other cases, permission to use a particular library in non-free programs enables a greater number of people to use a large body of free software. For example, permission to use the GNU C Library in non-free programs enables many more people to use the whole GNU operating system, as well as its variant, the GNU/Linux operating system.

Although the Lesser General Public License is less protective of the users' freedom, it does ensure that the user of a program that is linked with the Library has the freedom and the wherewithal to run that program using a modified version of the Library.

The precise terms and conditions for copying, distribution and modification follow. Pay close attention to the difference between a "work based on the library" and a "work that uses the library". The former contains code derived from the library, whereas the latter must be combined with the library in order to run.

GNU LESSER GENERAL PUBLIC LICENSE TERMS AND CONDITIONS FOR COPYING, DISTRIBUTION AND MODIFICATION

0. This License Agreement applies to any software library or other program which contains a notice placed by the copyright holder or other authorized party saying it may be distributed under the terms of this Lesser General Public License (also called "this License"). Each licensee is addressed as "you".

A "library" means a collection of software functions and/or data prepared so as to be conveniently linked with application programs (which use some of those functions and data) to form executables.

The "Library", below, refers to any such software library or work which has been distributed under these terms. A "work based on the Library" means either the Library or any derivative work under copyright law; that is to say, a work translating the Library or a portion of it, either verbatim or with modifications and/or contained straightforwardly into another language. (Hereinafter, translation is included without limitation in the term "modification".)

"Source code" for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. For a library, complete source code means all the source code for all modules it contains, plus any associated interface definition files, plus the scripts used to control compilation and installation of the library.

Activities other than copying, distribution and modification are not covered by this License; they are outside its scope. The act of running a program using the Library is not restricted, and output from such a program is covered only if its contents constitute a work based on the Library (independent of the use of the Library in a tool for writing it). Whether that is true depends on what the Library does and what the program that uses the Library does.

1. You may copy and distribute verbatim copies of the Library's complete source code as you receive it, in any medium, provided that you conspicuously and appropriately publish on each copy an appropriate copyright notice and disclaimer of warranty; keep intact all the notices that refer to this License and to the absence of any warranty; and distribute a copy of this License along with the Library.

You may charge a fee for the physical act of transferring a copy, and you may at your option offer warranty protection in exchange for a fee.

2. You may modify your copy or copies of the Library or any portion of it, thus forming a work based on the Library, and copy and distribute such modifications or your work under the terms of Section 1 above, provided that you also meet all of these conditions:

- The modified work must itself be a software library.
- You must cause the files modified to carry prominent notices stating that you changed the files and the date of your change.
- You must cause the whole of the work to be licensed at no charge to all third parties under the terms of this License.
- If a facility in the modified Library refers to a function or a table of data to be supplied by an application program that uses the facility, other than as an argument passed when the facility is invoked, then you must make a good faith effort to ensure that, in the event an application does not supply such function or table, the facility still operates, and performs whatever part of its purpose remains meaningful.

(For example, a function in a library to compute square roots has a purpose that is entirely well-defined independent of the application. Therefore, Subsection 2d requires that any application-supplied function or table used by this function must be optional: if the application does not supply it, the square root function must still compute square roots.)

These requirements apply to the modified work as a whole. If identifiable sections of that work are not derived from the Library, and can be reasonably considered independent and separate works in themselves, then this License, and its terms, do not apply to those sections when you distribute them as separate works. But when you distribute the same sections as part of a whole which is a work based on the Library, the distribution of the whole must be on the terms of this License, whose permissions for other licensees extend to the entire whole, and thus to each and every part regardless of who wrote it.

Thus, it is not the intent of this section to claim rights or contest your rights to work written entirely by you; rather, the intent is to exercise the right to control the distribution of derivative or collective works based on the Library.

In addition, mere aggregation of another work not based on the Library (or with a work based on the Library) on a volume of a storage or distribution medium does not bring the other work under the scope of this License.

3. You may opt to apply the terms of the ordinary GNU General Public License instead of this License to a given copy of the Library. To do this, you must alter all the notices that refer to this License, so that they refer to the ordinary GNU General Public License,

version 2, instead of to this License. (If a newer version than version 2 of the ordinary GNU General Public License has appeared, then you can specify that version instead if you wish.) Do not make any other change in these notices.

Once this change is made in a given copy, it is irreversible for that copy, so the ordinary GNU General Public License applies to all subsequent copies and derivative works made from that copy.

This option is useful when you wish to copy part of the code of the Library into a program that is not a library.

4. You may copy and distribute the Library (or a portion or derivative of it, under Section 2) in object code or executable form under the terms of Sections 1 and 2 above provided that you accompany it with the complete corresponding machine-readable source code, which must be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange.

If distribution of object code is made by offering access to copy from a designated place, then offering equivalent access to copy the source code from the same place satisfies the requirement to distribute the source code, even though third parties are not compelled to copy the source along with the object code.

5. A program that contains no derivative of any portion of the Library, but is designed to work with the Library by being compiled or linked with it, is called a "work that uses the Library." Such a work, in isolation, is not a derivative work of the Library, and therefore falls outside the scope of this License.

However, linking a "work that uses the Library" with the Library creates an executable that is a derivative of the Library (because it contains portions of the Library), rather than a "work that uses the library." The executable is therefore covered by this License. Section 6 states terms for distribution of such executables.

When a "work that uses the Library" uses material from a header file that is part of the Library, the object code for the work may be a derivative work of the Library even though the source code is not. Whether this is true is especially significant if the work can be linked without the Library, or if the work is itself a library. The threshold for this to be true is not precisely defined by law.

If such an object file uses only numerical parameters, data structure layouts and accessors, and small macros and small inline functions (ten lines or less in length), then the use of the object file is unrestricted, regardless of whether it is legally a derivative work. (Executables containing this object code plus portions of the Library will still fall under Section 6.)

Otherwise, if the work is a derivative of the Library, you may distribute the object code for the work under the terms of Section 6. Any executables containing that work also fall under Section 6, whether or not they are linked directly with the Library itself.

6. As an exception to the Sections above, you may also combine or link a "work that uses the Library" with the Library to produce a work containing portions of the Library, and distribute that work under terms of your choice, provided that the terms permit modification of the work for the customer's own use and reverse engineering for debugging such modifications.

You must give prominent notice with each copy of the work that the Library is used in it and that the Library and its use are covered by this License. You must supply a copy of this License. If the work during execution displays copyright notices, you must include the copyright notice for the Library among them, as well as a reference directing the user to the copy of this License. Also, you must do one of these things:

- Accompany the work with the complete corresponding machine-readable source code for the Library including whatever changes were used in the work (which must be distributed under Sections 1 and 2 above); and, if the work is an executable linked with the Library, with the complete machine-readable "work that uses the Library," as object code and/or source code, so that the user can modify the Library and then relink to produce a modified executable containing the modified Library. (It is understood that the user who changes the contents of definitions files in the Library will not necessarily be able to recompile the application to use the modified definitions.)
- Use a suitable shared library mechanism for linking with the Library. A suitable mechanism is one that (1) uses at run time a copy of the library already present on the user's computer system, rather than copying library functions into the executable, and (2) will operate properly with a modified version of the library, if the user installs one, as long as the modified version is interface-compatible with the version that the work was made with.
- Accompany the work with a written offer, valid for at least three years, to give the same user the materials specified in Subsection 6a, above, for a charge no more than the cost of performing this distribution.
- If distribution of the work is made by offering access to copy from a designated place, offer equivalent access to copy the above specified materials from the same place.
- Verify that the user has already received a copy of these materials or that you have already sent this user a copy.

For an executable, the required form of the "work that uses the Library" must include any data and utility programs needed for reproducing the executable from it. However, as a special exception, the materials to be distributed need not include anything that is normally distributed (in either source or binary form) with the major components (compiler, kernel, and so on) of the operating system on which the executable runs, unless that component itself accompanies the executable.

It may happen that this requirement contradicts the license restrictions of other proprietary libraries that do not normally accompany the operating system. Such a contradiction means you cannot use both them and the Library together in an executable that you distribute.

7. You may place library facilities that are a work based on the Library side-by-side in a single library together with other library facilities not covered by this License, and

distribute such a combined library, provided that the separate distribution of the work based on the Library and of the other library facilities is otherwise permitted, and provided that you do these two things:

- Accompany the combined library with a copy of the same work based on the Library, uncombined with any other library facilities. This must be distributed under the terms of the Sections above.
 - Give prominent notice with the combined library of the fact that part of it is a work based on the Library, and explaining where to find the accompanying uncombined form of the same work.
8. You may not copy, modify, sublicense, link with, or distribute the Library except as expressly provided under this License. Any attempt otherwise to copy, modify, sublicense, link with, or distribute the Library is void, and will automatically terminate your rights under this License. However, parties who have received copies, or rights, from you under this License will not have their licenses terminated so long as such parties remain in full compliance.
9. You are not required to accept this License, since you have not signed it. However, nothing else grants you permission to modify or distribute the Library or its derivative works. These actions are prohibited by law if you do not accept this License. Therefore, by modifying or distributing the Library (or any work based on the Library), you indicate your acceptance of this License to do so, and all its terms and conditions for copying, distributing or modifying the Library or works based on it.
10. Each time you redistribute the Library (or any work based on the Library), the recipient automatically receives a license from the original licensor to copy, distribute, link with or modify the Library subject to these terms and conditions. You may not impose any further restrictions on the recipients' exercise of the rights granted herein. You are not responsible for enforcing compliance by third parties with this License.
11. If, as a consequence of a court judgment or allegation of patent infringement or for any other reason (not limited to patent issues), conditions are imposed on you (whether by court order, agreement or otherwise) that contradict the conditions of this License, they do not excuse you from the conditions of this License. If you cannot distribute so as to satisfy simultaneously your obligations under this License and any other pertinent obligations, then as a consequence you may not distribute the Library at all. For example, if a patent license would not permit royalty-free redistribution of the Library by all those who receive copies directly or indirectly through you, then the only way you could satisfy both it and this License would be to refrain entirely from distribution of the Library.

If any portion of this section is held invalid or unenforceable under any particular circumstance, the balance of the section is intended to apply, and the section as a whole is intended to apply in other circumstances.

It is not the purpose of this section to induce you to infringe any patents or other property right claims or to contest validity of any such claims; this section has the sole purpose of protecting the integrity of the free software distribution system which is implemented by public license practices. Many people have made generous contributions to the wide range of software distributed through this system in reliance on consistent application of that system; it is up to the author/donor to decide if he or she is willing to distribute software through any other system and a licensee cannot impose that choice.

This section is intended to make thoroughly clear what is believed to be a consequence of the rest of this License.

12. If the distribution and/or use of the Library is restricted in certain countries either by patents or by copyrighted interfaces, the original copyright holder who places the Library under this License may add an explicit geographical distribution limitation excluding those countries, so that distribution is permitted only in or among countries not thus excluded. In such case, this License incorporates the limitation as if written in the body of this License.
13. The Free Software Foundation may publish revised and/or new versions of the Lesser General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns.
- Each version is given a distinguishing version number. If the Library specifies a version number of this License which applies to it and "any later version", you have the option of following the terms and conditions either of that version or of any later version published by the Free Software Foundation. If the Library does not specify a license version number, you may choose any version ever published by the Free Software Foundation.
14. If you wish to incorporate parts of the Library into other free programs whose distribution conditions are incompatible with these, write to the author to ask for permission. For software which is copyrighted by the Free Software Foundation, write to the Free Software Foundation; we sometimes make exceptions for this. Our decision will be guided by the two goals of preserving the free status of all derivatives of our free software and of promoting the sharing and reuse of software generally.

NO WARRANTY

15. BECAUSE THE LIBRARY IS LICENSED FREE OF CHARGE, THERE IS NO WARRANTY FOR THE LIBRARY TO THE EXTENT PERMITTED BY APPLICABLE LAW. EXCEPT WHEN OTHERWISE STATED IN WRITING THE COPYRIGHT HOLDERS AND/OR OTHER PARTIES PROVIDE THE LIBRARY "AS IS" WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. THE ENTIRE RISK AS TO THE QUALITY AND PERFORMANCE OF THE LIBRARY IS WITH YOU. SHOULD THE LIBRARY PROVE DEFECTIVE, YOU ASSUME THE COST OF ALL NECESSARY SERVICING, REPAIR OR CORRECTION.
16. IN NO EVENT UNLESS REQUIRED BY APPLICABLE LAW OR AGREED TO IN WRITING WILL ANY COPYRIGHT HOLDER, OR ANY OTHER PARTY WHO MAY MODIFY AND/OR REDISTRIBUTE THE LIBRARY AS PERMITTED ABOVE, BE LIABLE TO YOU FOR DAMAGES, INCLUDING ANY GENERAL, SPECIAL, INCIDENTAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES ARISING OUT OF THE USE OR INABILITY TO USE THE LIBRARY (INCLUDING BUT NOT

参考資料・つづき

LIMITED TO LOSS OF DATA OR DATA BEING RENDERED INACCURATE OR LOSSES SUSTAINED BY YOU OR THIRD PARTIES OR A FAILURE OF THE LIBRARY TO OPERATE WITH ANY OTHER SOFTWARE), EVEN IF SUCH HOLDER OR OTHER PARTY HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.

END OF TERMS AND CONDITIONS How to Apply These Terms to Your New Libraries

If you develop a new library, and you want it to be of the greatest possible use to the public, we recommend making it free software that everyone can redistribute and change. You can do so by permitting redistribution under these terms (or, alternatively, under the terms of the ordinary General Public License).

To apply these terms, attach the following notices to the library. It is safest to attach them to the start of each source file to most effectively convey the exclusion of warranty; and each file should have at least the "copyright" line and a pointer to where the full notice is found.

```
<one line to give the library's name and a brief idea of what it does.> Copyright (C)
<year> <name of author>
```

This library is free software; you can redistribute it and/or modify it under the terms of the GNU Lesser General Public License as published by the Free Software Foundation; either version 2.1 of the License, or (at your option) any later version.

This library is distributed in the hope that it will be useful, but WITHOUT ANY WARRANTY; without even the implied warranty of MERCHANTABILITY or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. See the GNU Lesser General Public License for more details.

You should have received a copy of the GNU Lesser General Public License along with this library; if not, write to the Free Software Foundation, Inc., 51 Franklin Street, Fifth Floor, Boston, MA 02110-1301 USA.

Also add information on how to contact you by electronic and paper mail.

You should also get your employer (if you work as a programmer) or your school, if any, to sign a "copyright disclaimer" for the library, if necessary. Here is a sample; alter the names:

```
Yoodyne, Inc., hereby disclaims all copyright interest in the library 'Frob' (a library for
tweaking knobs) written by James Random Hacker.
```

```
<signature of Ty Coon>, 1 April 1990
Ty Coon, President of Vice
```

That's all there is to it!

Exhibit C

Free Type

The FreeType Project LICENSE

2006-Jan-27

Copyright 1996-2002, 2006 by
David Turner, Robert Wilhelm, and Werner Lemberg

Introduction

The FreeType Project is distributed in several archive packages; some of them may contain, in addition to the FreeType font engine, various tools and contributions which rely on, or relate to, the FreeType Project.

This license applies to all files found in such packages, and which do not fall under their own explicit license. The license affects thus the FreeType font engine, the test programs, documentation and makefiles, at the very least.

This license was inspired by the BSD, Artistic, and IJG (Independent JPEG Group) licenses, which all encourage inclusion and use of free software in commercial and freeware products alike. As a consequence, its main points are that:

- We don't promise that this software works. However, we will be interested in any kind of bug reports, ("as is" distribution)
- You can use this software for whatever you want, in parts or full form, without having to pay us. ("royalty-free" usage)
- You may not pretend that you wrote this software. If you use it, or only parts of it, in a program, you must acknowledge somewhere in your documentation that you have used the FreeType code. ("credits")

We specifically permit and encourage the inclusion of this software, with or without modifications, in commercial products. We disclaim all warranties covering The FreeType Project and assume no liability related to The FreeType Project.

Finally, many people asked us for a preferred form for a credit/disclaimer to use in compliance with this license. We thus encourage you to use the following text:

```
----
```

```
Portions of this software are copyright© <year> The FreeType Project (www.freetype.org). All rights reserved.
```

Please replace <year> with the value from the FreeType version you actually use.

Legal Terms

0. Definitions

Throughout this license, the terms 'package', 'FreeType Project', and 'FreeType archive'

refer to the set of files originally distributed by the authors (David Turner, Robert Wilhelm, and Werner Lemberg) as the 'FreeType Project', be they named as alpha, beta or final release.

'You' refers to the licensee, or person using the project, where 'using' is a generic term including compiling the project's source code as well as linking it to form a 'program' or 'executable'. This program is referred to as 'a program using the FreeType engine'.

This license applies to all files distributed in the original FreeType Project, including all source code, binaries and documentation, unless otherwise stated in the file in its original, unmodified form as distributed in the original archive. If you are unsure whether or not a particular file is covered by this license, you must contact us to verify this.

The FreeType Project is copyright (C) 1996-2000 by David Turner, Robert Wilhelm, and Werner Lemberg. All rights reserved except as specified below.

1. No Warranty

THE FREETYPE PROJECT IS PROVIDED 'AS IS' WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EITHER EXPRESS OR IMPLIED, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. IN NO EVENT WILL ANY OF THE AUTHORS OR COPYRIGHT HOLDERS BE LIABLE FOR ANY DAMAGES CAUSED BY THE USE OR THE INABILITY TO USE, OF THE FREETYPE PROJECT.

2. Redistribution

This license grants a worldwide, royalty-free, perpetual and irrevocable right and license to use, execute, perform, compile, display, copy, create derivative works of, distribute and sublicense the FreeType Project (in both source and object code forms) and derivative works thereof for any purpose; and to authorize others to exercise some or all of the rights granted herein, subject to the following conditions:

- Redistribution of source code must retain this license file (FTL.TXT) unaltered; any additions, deletions or changes to the original files must be clearly indicated in accompanying documentation. The copyright notices of the unaltered, original files must be preserved in all copies of source files.
- Redistribution in binary form must provide a disclaimer that states that the software is based in part of the work of the FreeType Team, in the distribution documentation. We also encourage you to put an URL to the FreeType web page in your documentation, though this isn't mandatory.

These conditions apply to any software derived from or based on the FreeType Project, not just the unmodified files. If you use our work, you must acknowledge us. However, no fee need be paid to us.

3. Advertising

Neither the FreeType authors and contributors nor you shall use the name of the other for commercial, advertising, or promotional purposes without specific prior written permission.

We suggest, but do not require, that you use one or more of the following phrases to refer to this software in your documentation or advertising materials: 'FreeType Project', 'FreeType Engine', 'FreeType library', or 'FreeType Distribution'.

As you have not signed this license, you are not required to accept it. However, as the FreeType Project is copyrighted material, only this license, or another one contracted with the authors, grants you the right to use, distribute, and modify it. Therefore, by using, distributing, or modifying the FreeType Project, you indicate that you understand and accept all the terms of this license.

4. Contacts

There are two mailing lists related to FreeType:

- freetype@nonanon.org Discusses general use and applications of FreeType, as well as future and wanted additions to the library and distribution. If you are looking for support, start in this list; if you haven't found anything to help you in the documentation.
- freetype-devel@nonanon.org Discusses bugs, as well as engine internals, design issues, specific licenses, porting, etc.

Our home page can be found at

<http://www.freetype.org>

LibJPEg

LEGAL ISSUES

```
=====
```

In plain English:

1. We don't promise that this software works. (But if you find any bugs, please let us know!)
2. You can use this software for whatever you want. You don't have to pay us.
3. You may not pretend that you wrote this software. If you use it in a program, you must acknowledge somewhere in your documentation that you've used the IJG code.

In legalese:

The authors make NO WARRANTY or representation, either express or implied, with respect to this software, its quality, accuracy, merchantability, or fitness for a particular purpose. This software is provided 'AS IS', and you, its user, assume the entire risk as to its quality and accuracy.

This software is copyright (C) 1991-1998, Thomas G. Lane. All Rights Reserved except as specified below.

Permission is hereby granted to use, copy, modify, and distribute this software (or portions thereof) for any purpose, without fee, subject to these conditions:

- (1) If any part of the source code for this software is distributed, then this README file must

be included, with this copyright and no-warranty notice unaltered; and any additions, deletions, or changes to the original files must be clearly indicated in accompanying documentation.

- (2) If only executable code is distributed, then the accompanying documentation must state that "this software is based in part on the work of the Independent JPEG Group".
- (3) Permission for use of this software is granted only if the user accepts full responsibility for any undesirable consequences; the authors accept NO LIABILITY for damages of any kind.

These conditions apply to any software derived from or based on the IJG code, not just to the unmodified library. If you use our work, you ought to acknowledge us.

Permission is NOT granted for the use of any IJG author's name or company name in advertising or publicity relating to this software or products derived from it. This software may be referred to only as "the Independent JPEG Group's software".

We specifically permit and encourage the use of this software as the basis of commercial products, provided that all warranty or liability claims are assumed by the product vendor.

ansi2kncr is included in this distribution by permission of L. Peter Deutsch, sole proprietor of its copyright holder, Aladdin Enterprises of Menlo Park, CA. ansi2kncr is NOT covered by the above copyright and conditions, but instead by the usual distribution terms of the Free Software Foundation; principally, that you must include source code if you redistribute it. (See the file ansi2kncr.c for full details.) However, since ansi2kncr is not needed as part of any program generated from the IJG code, this does not limit you more than the foregoing paragraphs do.

The Unix configuration script "configure" was produced with GNU Autoconf. It is copyright by the Free Software Foundation but is freely distributable. The same holds for its supporting scripts (config.guess, config.sub, lconfig, ltmain.sh). Another support script, install-sh, is copyright by MIT, but is also freely distributable.

It appears that the arithmetic coding option of the JPEG spec is covered by patents owned by IBM, AT&T, and Mitsubishi. Hence arithmetic coding cannot legally be used without obtaining one or more licenses. For this reason, support for arithmetic coding has been removed from the free JPEG software. (Since arithmetic coding provides only a marginal gain over the unpatented Huffman mode, it is unlikely that very many implementations will support it.) So far as we are aware, there are no patent restrictions on the remaining code.

The IJG distribution formerly included code to read and write GIF files. It is copyright by the Unisys LZW patent, GIF reading support has been removed altogether, and the GIF writer has been simplified to produce "uncompressed GIFs". This technique does not use the LZW algorithm; the resulting GIF files are larger than usual, but are readable by all standard GIF decoders.

We are required to state that "The Graphics Interchange Format(c) is the Copyright property of CompuServe Incorporated. GIF(sm) is a Service Mark property of CompuServe Incorporated."

Open SSL

LICENSE ISSUES

The OpenSSL toolkit stays under a dual license, i.e. both the conditions of the OpenSSL License and the original SSLeay license apply to the toolkit. See below for the actual license texts. Actually both licenses are BSD-style Open Source licenses. In case of any license issues related to OpenSSL please contact openssl-core@openssl.org.

OpenSSL License

/*

Copyright (c) 1998-2008 The OpenSSL Project. All rights reserved.

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.
2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.
3. All advertising materials mentioning features or use of this software must display the following acknowledgment: "This product includes software developed by the OpenSSL Project for use in the OpenSSL Toolkit. (<http://www.openssl.org/>)"
4. The names "OpenSSL Toolkit" and "OpenSSL Project" must not be used to endorse or promote products derived from this software without prior written permission. For written permission, please contact openssl-core@openssl.org.
5. Products derived from this software may not be called "OpenSSL" nor may "OpenSSL" appear in their names without prior written permission of the OpenSSL Project.
6. Redistributions of any form whatsoever must retain the following acknowledgment: "This product includes software developed by the OpenSSL Project for use in the OpenSSL Toolkit (<http://www.openssl.org/>)"

THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE OPENSSL PROJECT "AS IS" AND ANY EXPRESSED OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE OPENSSL PROJECT OR ITS CONTRIBUTORS BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION) HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.

This product includes cryptographic software written by Eric Young (eay@cryptsoft.com). This product includes software written by Tim Hudson (tjh@cryptsoft.com).

*/

Original SSLeay License

/* Copyright (C) 1995-1998 Eric Young (eay@cryptsoft.com) All rights reserved.

This package is an SSL implementation written by Eric Young (eay@cryptsoft.com). The implementation was written so as to conform with Netscapes SSL.

This library is free for commercial and non-commercial use as long as the following conditions are aheared to. The following conditions apply to all code found in this distribution, be it the RC4, RSA, lhash, DES, etc., code; not just the SSL code. The SSL documentation included with this distribution is covered by the same copyright terms except that the holder is Tim Hudson (tjh@cryptsoft.com).

Copyright remains Eric Young's, and as such any Copyright notices in the code are not to be removed. If this package is used in a product, Eric Young should be given attribution as the author of the parts of the library used. This can be in the form of a textual message at program startup or in documentation (online or textual) provided with the package.

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

1. Redistributions of source code must retain the copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.
2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.
3. All advertising materials mentioning features or use of this software must display the following acknowledgement: "This product includes cryptographic software written by Eric Young (eay@cryptsoft.com)". The word "cryptographic" can be left out of the rouines from the library being used are not cryptographic related :-). If you include any Windows specific code (or a derivative thereof) from the apps directory (application code) you must include an acknowledgement: "This product includes software written by Tim Hudson (tjh@cryptsoft.com)"

THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY ERIC YOUNG "AS IS" AND ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE AUTHOR OR CONTRIBUTORS BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION) HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.

The licence and distribution terms for any publicly available version or derivative of this code cannot be changed, i.e. this code cannot simply be copied and put under another distribution licence (including the GNU Public Licence.)

*/

メモ

保証とアフターサービス

1) 保証書(梱包箱に貼り付けしてあります。)

保証書に販売店名と購入日(購入日を証明する納品書や領収書)がありませんと保証期間内でも万一故障がある場合に有償修理になることがあります。内容をご確認の上、本取扱説明書と共に大切に保管してください。

2) 保証期間はお買い求めの日から1年間です。

本機は一般家庭用として作られています。各種の消耗部品については、業務用や特殊使用の場合、保証期間内でも「有償修理」となります。

3) アフターサービスのご依頼について

◆ 保証期間中、万一製品が故障してしまった場合

取扱説明書 操作編の「困ったときは」をよくお読みになり、点検を繰り返しても正常に作動しないときは、販売店にご持参いただくか、または最寄りのカスタマーセンターまで梱包の上、ご送付ください。(製品が破損しない様にご注意ください。)保証書の記載内容にしたがって修理させていただきます。

◆ 保証期間を過ぎて製品が故障してしまった場合

販売店にご持参いただくか、または最寄りのカスタマーセンターまで運賃元払い(お客様ご負担)にて、下記枠内の内容を記載した用紙を添付し、ご送付ください。修理によって製品の機能を維持できる場合は、ご希望により有料で修理させていただきます。

修理をご依頼される際にご連絡いただきたい内容:

- ご住所
- ご氏名
- 電話番号
- 故障または異常の内容
- 製品名
- 製造番号
- ご購入日

4) アフターサービスについてご不明な点は…

販売店、または最寄りの船井サービス(株)カスタマーセンターまでお問い合わせください。

5) 補修用性能部品の最低保有期間

この製品の補修用性能部品(機能維持のために必要な部品)は、製造打切後最低8年間保有してあります。

ご購入メモ

ご購入記録として下記内容をご記入ください。
(この製品の製造番号は背面および保証書に記載してあります。)

お買い上げ年/月/日	年	月	日
お買い上げ店名/住所/電話番号	☎		
お買い上げ製品の型番	DXHR500		
お買い上げ製品の製造番号			

愛情点検

● 長年ご使用の製品の点検を!

(熱、湿気、ほこりなどの影響や、使用の度合いにより部品が劣化し、故障したり、ときには安全性を損なって事故につながることもあります。)



このような
症状は
ありませんか

- ◆ 再生しても映像や音が出ない。
- ◆ 変なにおいがしたり、煙が出たりする。
- ◆ 内部に水や異物が入った。
- ◆ ディスクを傷めた。
- ◆ その他の異常や故障がある。



ご使用
中止

このようなときは、故障や事故防止のためスイッチを切り、コンセントから電源プラグをはずして、必ずお買い求めの販売店にご連絡ください。

取扱い・修理に関するご質問は、まず **お買い上げの販売店へ** お問い合わせください。

販売店が分からずお困りの場合は、下記のご相談窓口までお問い合わせください。その際は、

- ・この製品の型番(取扱説明書又は保証書などに記載しています)・ご購入日・具体的な症状などをお教えください。
- ※故障の場合、お問い合わせの前に取扱説明書 操作編の「困ったときは」もご参照ください。

船井電機お客様ご相談窓口 お買い物・取扱い・修理・補修品のご注文に関するお問い合わせ

音声ガイドに従って、お問い合わせの内容を電話のプッシュボタン(PB)信号で選択してください。担当のご相談窓口へおつなぎします。



0120-952-932 (通話料無料)

各窓口の受付時間 9:00 ~ 17:30

(土曜・日曜・祝日及び夏季休暇・年末年始は除く)

- ・IP電話などで上記番号をご利用にならない場合は、各相談窓口まで直接お問い合わせください。(通話料:無料)
- ・ナビダイヤルでのお問い合わせは、2010年3月末で終了しました。ご利用誠にありがとうございました。

※修理受付センターへはおつなぎできませんので、直接お問い合わせください。

1

お買い物・取扱いのご相談窓口

船井電機株式会社 お客様ご相談室

電話 (072) 871-1110 FAX (072) 871-1199
Web <http://www.funai.jp/support/>

各相談窓口におけるお客様の個人情報のお取扱いについて

- ・お客様より船井電機株式会社およびグループ会社にお電話いただいた場合には、正確にご回答するために、通話内容を記録(録音など)させていただくことがあります。また、折り返すお電話させていただくときのために、ナンバーディスプレイを採用しています。あらかじめご了承のうえ、お問い合わせください。
- ・ご相談、ご依頼いただいた内容によっては、サービス活動およびその後の安全点検活動のために、弊社のグループ会社および秘密保持契約において厳正に管理された業務委託会社に個人情報を提供させていただくことがあります。

2

修理ご相談窓口(技術相談窓口)・修理品持込・送付先、アフターサービス

対象地区 関東・甲信越を除く全国

船井サービス株式会社 本社カスタマーセンター

電話 (06) 6746-3373 FAX (06) 6746-3374
住所 〒577-0012 大阪府東大阪市長田東3-2-43 長田SKパークビル1F

対象地区 関東・甲信越

船井サービス株式会社 東京カスタマーセンター

電話 (042) 679-5402 FAX (042) 679-5406
住所 〒192-0363 東京都八王子市別所 1-18-10

Web <http://www.funai-service.co.jp/repair/>

船井サービス株式会社

修理受付センター

(出張修理・持込修理受付窓口)

- ◆出張修理のご依頼や修理品の持込み・ご送付は下記窓口でもお受けしております。

札幌修理受付センター

☎(011)281-0130 FAX(011)281-0137
〒060-0061 北海道札幌市中央区南一条西10-4 南大通ビルアネックス1F

仙台修理受付センター

☎(022)299-1658 FAX(022)299-1662
〒984-0046 宮城県仙台市青森区二軒茶屋3-5 鶴原ビル1F

名古屋修理受付センター

☎(052)735-0440 FAX(052)735-0441
〒466-0064 愛知県名古屋市中区錦舞3-4-3 富田ビル2F

阿南修理受付センター

☎(0884)42-3390 FAX(0884)42-3391
〒779-1121 徳島県阿南市那賀1町黒地318-1

福岡修理受付センター

☎(092)475-1252 FAX(092)475-3227
〒812-0014 福岡県福岡市博多区比恵町17-7 サンシティパーキングビル1F

3

付属品(リモコンなど)・補修部品のご注文窓口

船井サービス株式会社 部品受注センター(全国)

電話 (06) 6748-7522 FAX (06) 0120-0271-82(通話料:無料)
Web <http://www.funai-service.co.jp/shop/> (オンラインショッピング)

名称・所在地・電話番号は都合により予告無く変更する場合がございますので、ご了承ください。

DXアンテナ株式会社

本社/〒652-0807 神戸市兵庫区浜崎通2番15号

ホームページアドレス <http://www.dxantenna.co.jp/>

受付時間9:00~17:30(土曜・日曜・祝日および夏季・年末年始休暇は除く)

東京支店 HE課 〒101-0023 東京都千代田区神田松永町19番地 秋葉原ビルディング7F
TEL(03)3526-5318 FAX(03)3526-5712

中部支店 名古屋営業部 HE課 〒462-0845 名古屋市中区柳原2丁目8番3号 ダイコビル3F
TEL(052)919-6531 FAX(052)919-6536

大阪支店 HE近畿営業部 HE課 〒532-0011 大阪市淀川区西中島7丁目4番17号 新大阪上野東洋ビル8F
TEL(06)6889-1530 FAX(06)6889-1540

福岡支店 HE課 〒815-0032 福岡市南区塩原2丁目9番21号
TEL(092)541-0168 FAX(092)512-4809

販売元: **DXアンテナ株式会社** 〒652-0807 兵庫県神戸市兵庫区浜崎通2番15号
製造元: 船井電機株式会社 〒574-0013 大阪府大東市中垣内7丁目7番1号

※所在地、電話番号は都合により変更する場合がございますので、ご了承ください。(2012年8月現在)

